
第2期 江田島市子ども・子育て支援事業計画

－ 素 案 －

令和元（2019）年12月

広島県 江田島市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要

【1】計画策定の背景	1
【2】本市における取組	2
【3】計画の位置付け	2
【4】計画の期間	3
【5】計画の策定体制	3

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

【1】統計でみる現状	5
1 人口等の動き	5
2 子育て支援施設等の利用状況	8
3 母子保健の状況	11
4 福祉的課題を抱えている人の現状	12
【2】第1期計画の取組内容からみる課題と方向性	13
【3】ニーズ調査結果から読み取れる課題	19
【4】ヒアリング調査結果にみる課題	36

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念	37
【2】基本目標	38
【3】施策体系	39

第4章 施策の展開

【基本目標1】みんなで支え合う子育て	40
基本施策1 子育てを支える意識の醸成	40
基本施策2 子育てを支える環境の整備	41
基本施策3 子どもの安全を支える環境の整備	45
【基本目標2】つながりを大切にする子育て	47
基本施策4 つながりを感じられる地域づくり	47
【基本目標3】親子の成長をあたたく見守る子育て	48
基本施策5 親子の健康づくりの推進	48
基本施策6 心を育てる環境の推進	50
基本施策7 一緒に学び楽しむ子育ての推進	52

第5章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

【1】教育・保育提供区域の考え方 -----	53
【2】量の見込みの算出について -----	53
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策 -----	55
1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期 ----	55
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期 --	56

第6章 計画の推進に当たって

1 ニーズに基づく適切な事業の展開-----	62
2 関係機関との連携強化-----	62
3 市民の参画や地域との連携-----	62
4 計画の進行管理の強化-----	62

資料編

第1章 計画の概要

【1】 計画策定の背景

我が国においては、少子高齢化の進行や核家族化の進行、就労環境の変化や子どもの貧困問題など子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

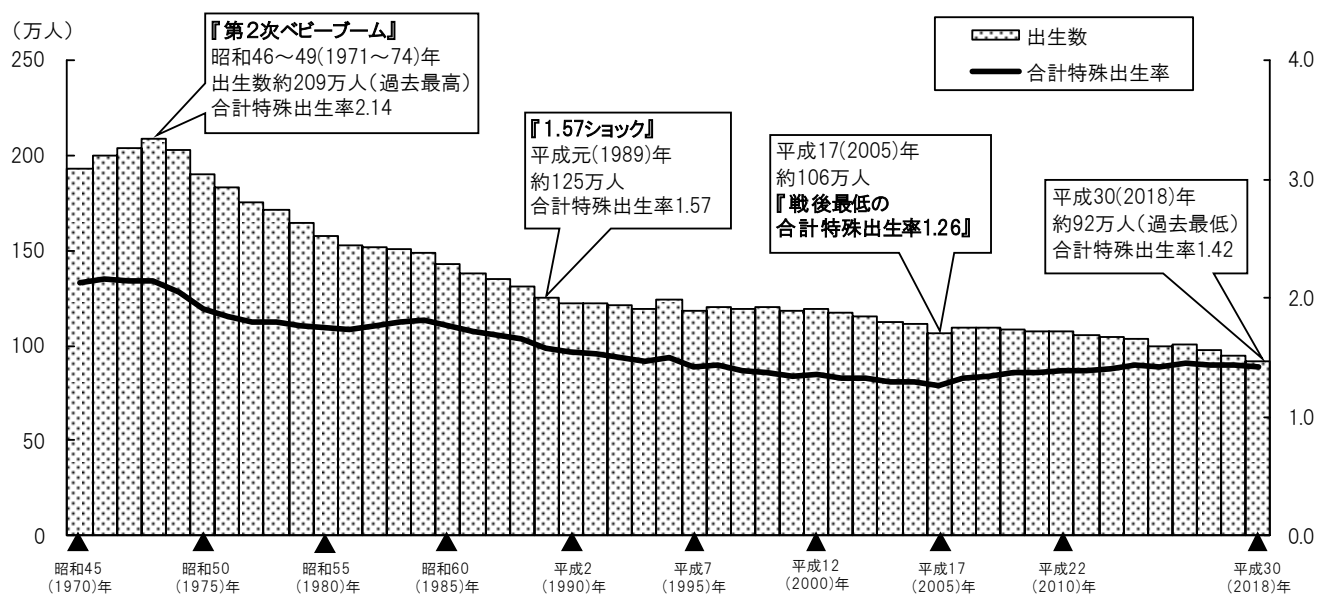
そのような中、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は、我が国において昭和50（1975）年に2.0を下回ってからは減少を続けています。近年では微増傾向にあったものの再び減少に転じ、平成30（2018）年時点において1.42となっています。

一方、国の少子化対策は、平成17（2005）年から10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されるとともに平成24（2012）年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」といいます。）が制定され、平成27（2015）年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」が目的として掲げられています。また、国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の数値目標の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定など子育て支援施策を加速化しています。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭・学校・地域・職域・行政など社会全体で子育てを支援する体制の構築が求められています。

【合計特殊出生率の動き】



【2】 本市における取組

本市においては、平成 27（2015）年 3 月に「～健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま」を基本理念とした「江田島市 子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」といいます。）を策定しました。本市ではこの第 1 期計画に基づき、就学前の保育及び教育を適切に提供できる施設整備をはじめ妊娠、出産から学童期に至るまでの相談や情報提供機能の充実、子育て世代包括支援センターの開設など総合的な子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。

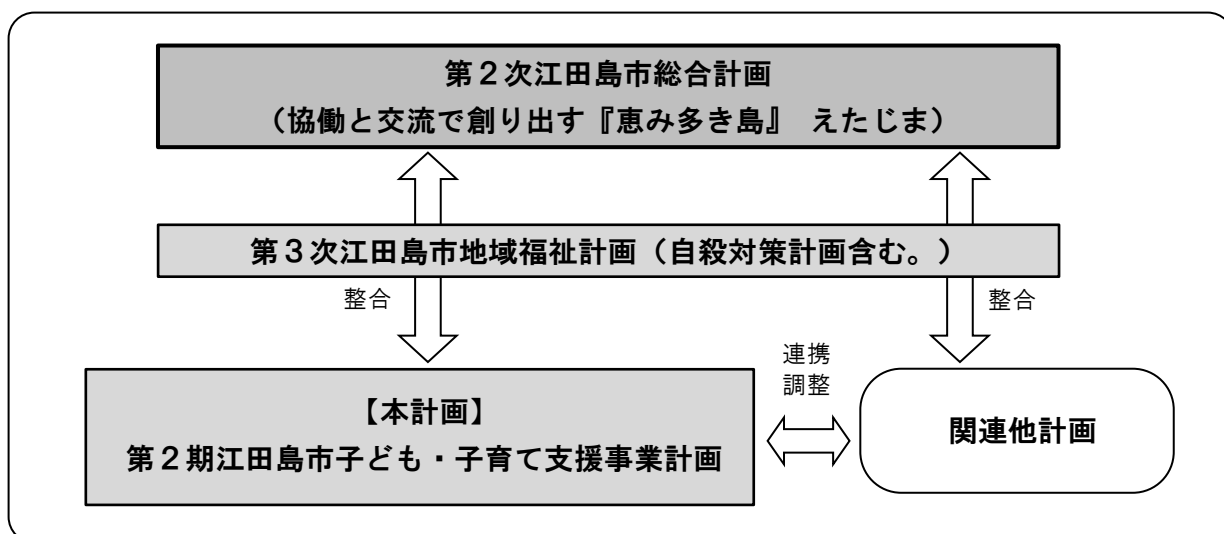
この度、令和元（2019）年度までの 5 年間を対象期間とした第 1 期計画の計画期間満了に伴い「第 2 期江田島市 子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき第 1 期計画における取組の評価をはじめアンケート結果に基づく市民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における子育て支援に関連する様々な分野の取組を総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定しています。

【3】 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担い、さらに、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「すこやか親子 21」の趣旨を踏まえた計画とします。また、広島県の「ひろしまファミリー夢プラン」との整合に配慮するとともに本市の最上位計画である「第 2 次江田島市総合計画」及び「第 3 次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」における子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【本市における計画の位置付け】



【参考／「子ども・子育て支援法」（市町村子ども・子育て支援事業計画）】（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【参考／「次世代育成支援対策推進法」（市町村行動計画）】（抜粋）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

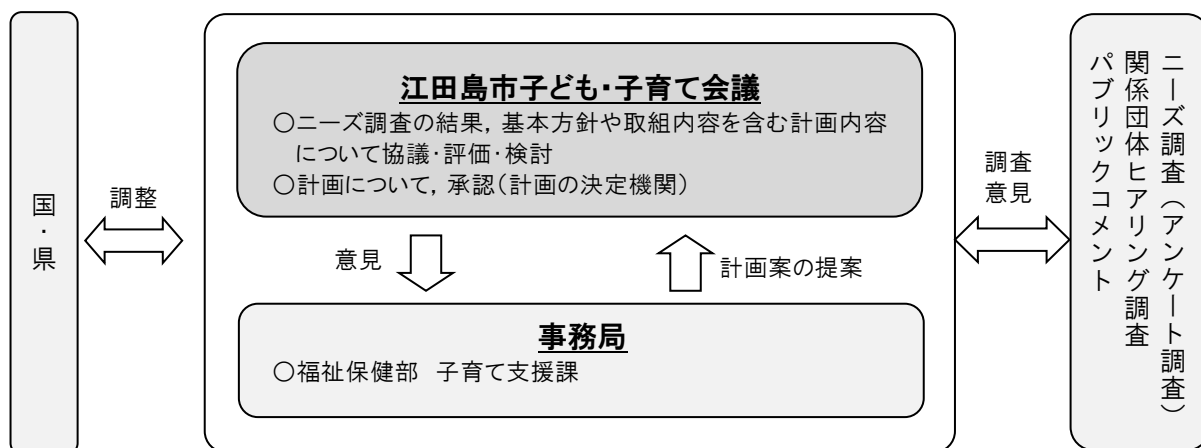
【4】 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、子育て中の保護者や妊娠期の女性を対象としたニーズ調査（アンケート調査）及びヒアリング調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見等を把握するとともに子育て支援に関わる各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市子ども・子育て会議」において本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



【ニーズ調査（アンケート調査）の概要】

調査区分	就学前児童保護者	小学生保護者	妊娠期女性
調査対象	0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭	小学生の子どもがいる家庭	妊娠期の女性
調査方法	郵送又は保育施設を通じた配布・回収	小学校を通じた配布・回収	郵送による配布・回収
調査時期	平成 31(2019)年1月		
配布数	548 件	583 件	18 件
有効回収数	390 件	496 件	12 件
有効回収率	71.2%	85.1%	66.7%

【ヒアリング調査の概要】

調査区分	保育園・認定こども園	放課後児童クラブ・児童館・子育て世代包括支援センター
調査対象	各施設の代表者又は責任者	
調査方法	郵送配布・郵送回収によるヒアリングシート調査	
調査時期	令和元(2019)年6月	
調査数	6件	11 件

【グループインタビューの概要】

調査対象	子育て世代(市内に居住する子育て中の母親7名)
調査方法	座談会形式の小集団面接調査(グループインタビュー調査)
調査時期	平成 30(2018)年 11 月 15 日(木)

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く現状

【1】 統計でみる現状

1 人口等の動き

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 31（2019）年 4 月 1 日現在 22,979 人であり、平成 26（2014）年から約 2,600 人の減少（平成 26（2014）年を 100.0 とした場合 89.9）となっています。近年、人口減少が顕著に進行しており 1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 26（2014）年の 2.01 人から平成 31（2019）年で 1.89 人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年
人口(人)	25,572	25,040	24,627	24,124	23,594	22,979
世帯数(世帯)	12,741	12,584	12,597	12,507	12,348	12,176
世帯人員(人/世帯)	2.01	1.99	1.95	1.93	1.91	1.89
人口増減率(%)	100.0	97.9	96.3	94.3	92.3	89.9
世帯数増減率(%)	100.0	98.8	98.9	98.2	96.9	95.6

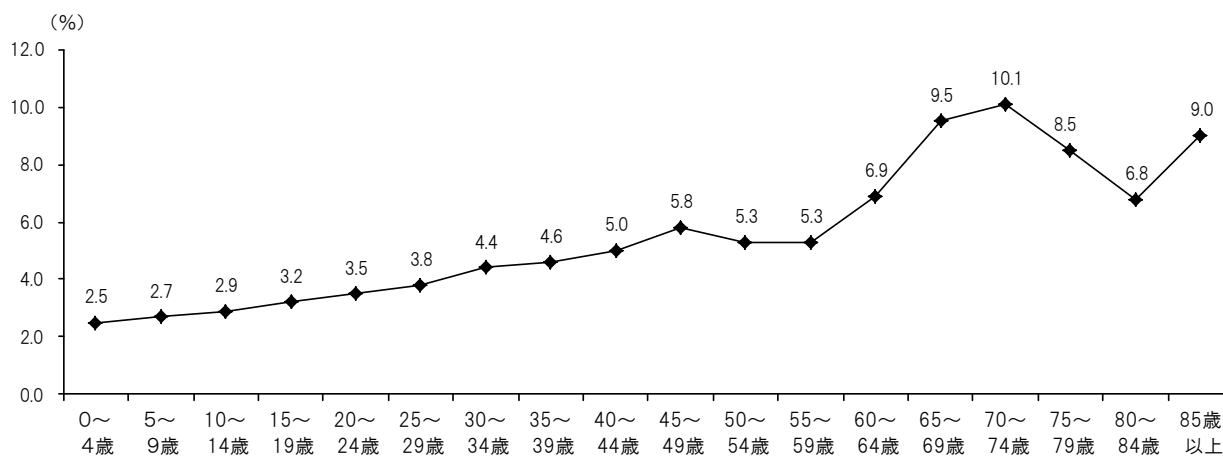
注：増減率は、平成 26(2014)年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢構成を 5 歳階級別にみると、60 歳以上の人口構成比が高く、特に「団塊の世代」を中心とする 65～74 歳が最も高くなっています。

【年齢 5 歳階級別人口構成比（江田島市）】

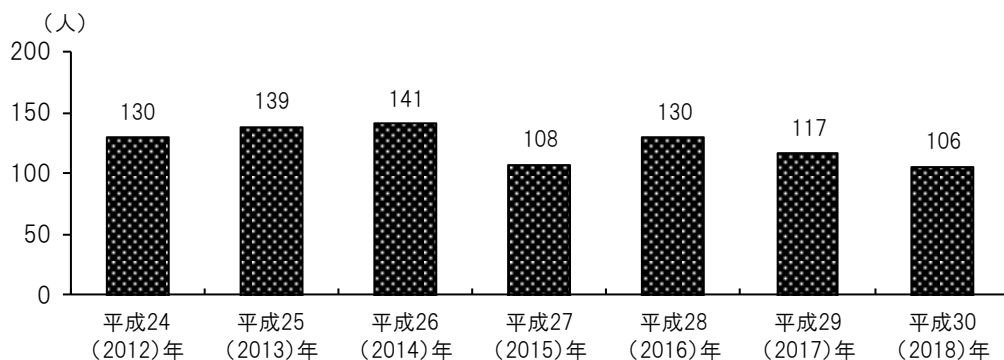


資料：住民基本台帳（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）（外国人を含む。）

(3) 年間出生数の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており平成30(2018)年は106人となっています。

【出生数の推移】

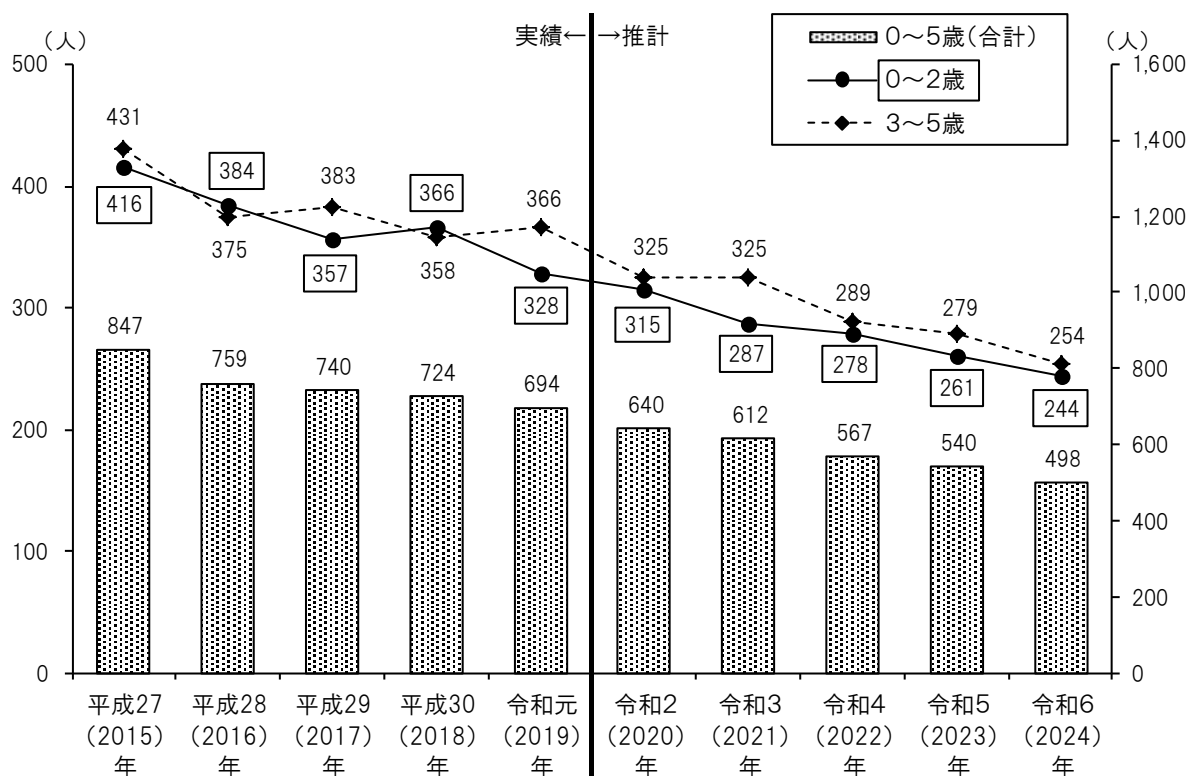


資料:市民生活課

(4) 子ども人口の推移

本市の5歳以下の子ども人口の推移をみると緩やかな減少で推移しています。3～5歳が0～2歳を上回っていますが、いずれも減少で推移していくと予測されています。

【子どもの年齢別人口推移】



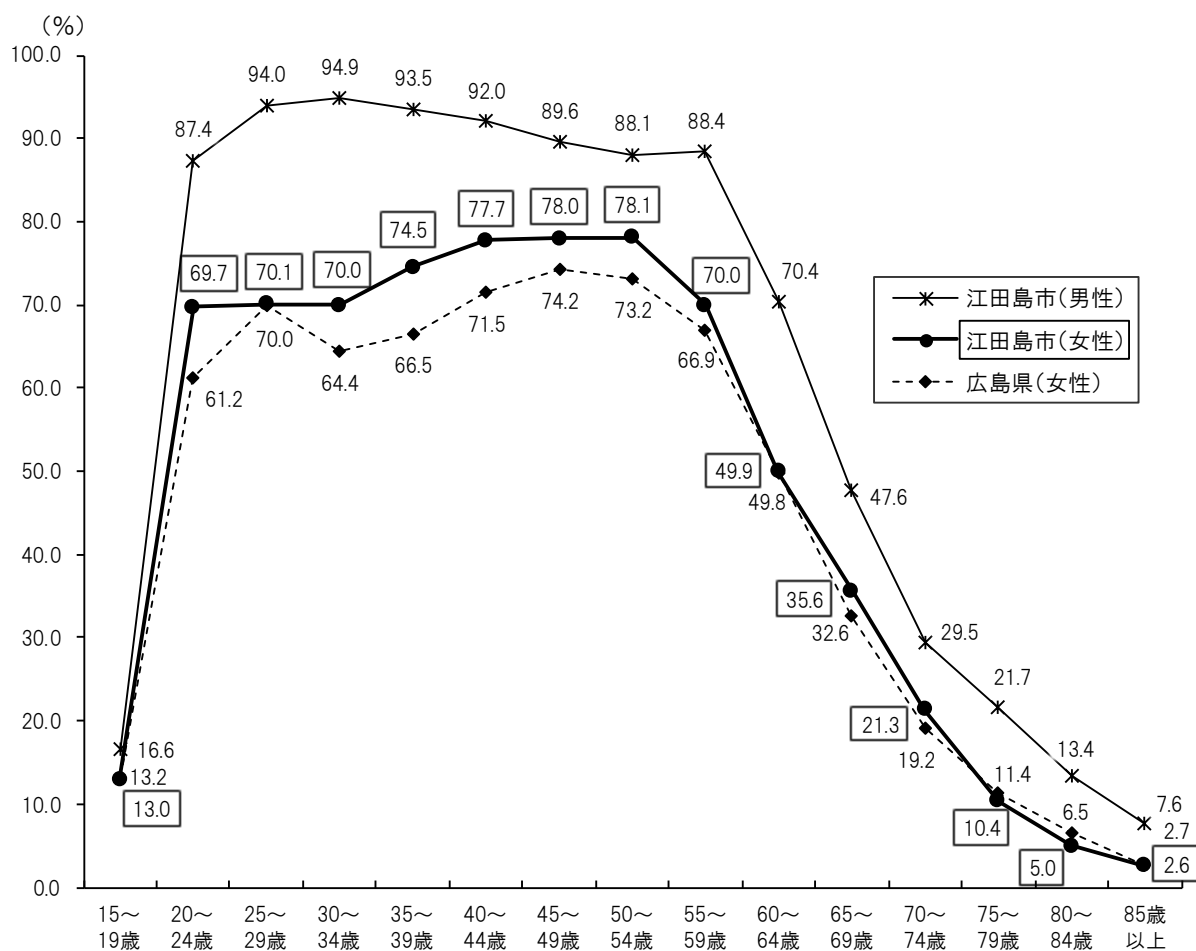
注:推計は「コーホート変化率法」を用いています。「コーホート変化率法」とは、コーホート(同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり)ごとの、5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して、将来人口を推計する方法です。0歳児の人口(出生数)については、15～49歳女子の人口と過去の出生数等から推計します。

(5) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると 20 歳から 50 歳代の前半にかけて年齢が上がるほど就業率も増える傾向にあります。50 歳代の後半から就業率は徐々に減少してきます。

広島県の平均に比べ全体的に就業率は各年齢層共に高くなっています。いわゆる「M字カーブ※」の状況はうかがえず、本市は女性の労働力人口に対する就労者の比率が高いことが分かります。

【年齢別就業率（労働力人口比率）】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

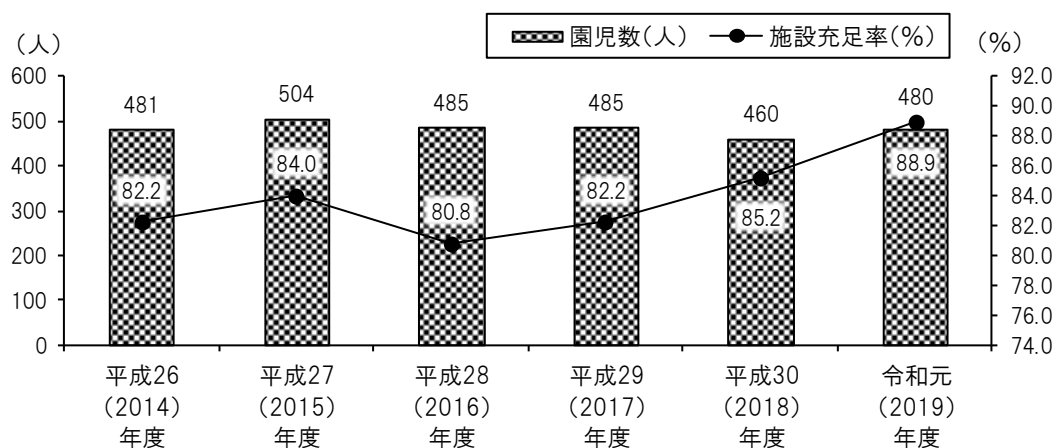
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

2 子育て支援施設等の利用状況

(1) 子育て支援施設の利用状況

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在、市内にある保育施設は 6 園となっています。市の入園児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており令和元 (2019) 年度は 480 人となっています。また、施設充足率は増加傾向にあり 88.9% となっています。

【保育施設入園児童数の推移】



資料:子育て支援課(各年度4月1日現在)

【施設別入園児童数の推移】

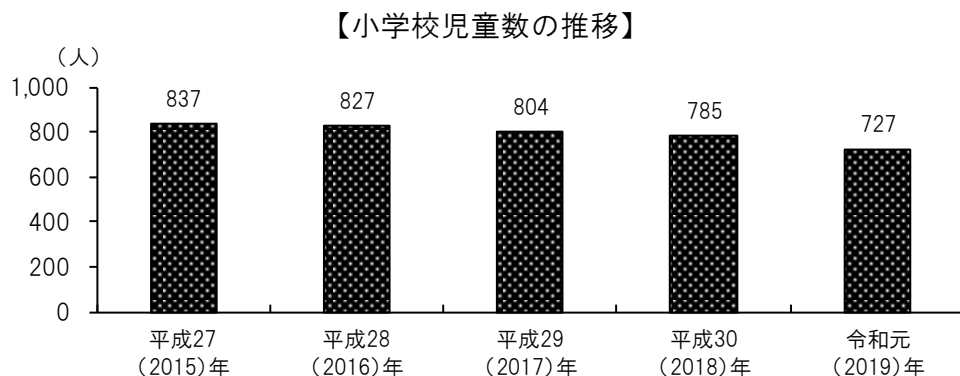
(単位:人)

	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	備 考
認定こども園えたじま	—	—	—	—	142	156	平成 30 年度から
認定こども園こよう	—	60	64	88	—	—	平成 27 年度から
小用保育園	36	—	—	—	—	—	
江田島保育園	40	38	30	30	—	—	
宮ノ原保育園	31	24	24	14	—	—	
切串保育園	32	35	35	26	25	25	
飛渡瀬保育園	61	51	61	53	—	—	
認定こども園のうみ	—	70	79	88	85	90	平成 27 年度から
鹿川保育園	65	—	—	—	—	—	
中町保育園	79	78	63	46	55	45	
三高保育園	36	34	28	32	29	36	
認定こども園おおがき	—	93	84	108	124	128	平成 27 年度から
大古保育園	74	—	—	—	—	—	
柿浦保育園	27	21	17	—	—	—	
入園児童数(合計)	481	504	485	485	460	480	
就学前児童数	844	845	759	740	724	694	
入園率(%)	57.0	59.6	63.9	65.5	63.5	69.2	

資料:子育て支援課(各年度4月1日現在)

(2) 小学校児童数の推移

本市の小学校は、令和元（2019）年は6校、児童数は727人となっており児童数は減少で推移しています。

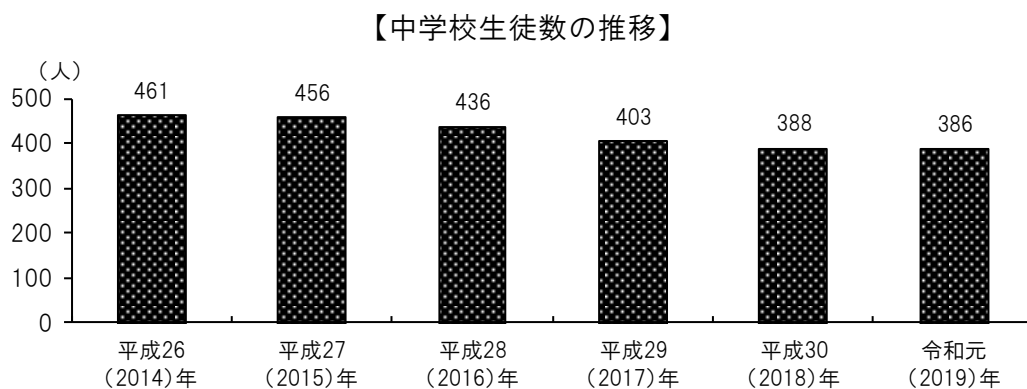


	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	備考
小学校数(校)	7	7	7	7	6	
教職員数(人)	116	117	122	124	111	
児童数(人)	837	827	804	785	727	
切串小学校	70	69	71	62	56	
江田島小学校	271	261	262	256	229	
中町小学校	138	140	140	139	131	
鹿川小学校	108	116	116	116	115	
三高小学校	62	66	60	64	51	
大古小学校	145	137	126	125	145	
柿浦小学校	43	38	29	23	—	平成 30 年度末まで
教員一人当たり児童数	7.2	7.1	6.6	6.3	6.5	

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(3) 中学校生徒数の推移

市内の中学校は、令和元（2019）年で4校、生徒数は386人となっており生徒数は減少で推移しています。



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターの利用者数は、近年、減少で推移していましたが、平成 30（2018）年度は増加に転じ 7,834 人となっています。

【子育て支援センターの利用状況】

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
子育て支援センター事業 延べ利用人数(人)	12,918	11,925	11,071	9,767	7,285	7,834

資料：子育て支援課、平成 26(2014)年度以降は主要施策(各年度末現在)

(5) 放課後児童クラブの利用状況

令和元（2019）年の放課後児童クラブは、市内 9 か所で開催しており登録児童数は増加で推移していましたが、平成 29（2017）年に減少に転じ、令和元（2019）年は 230 人となっています。

【放課後児童クラブの利用状況】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年
実施か所数(か所)	8	8	9	9	9	9
登録児童数(人)	210	234	266	253	249	230

資料：生涯学習課(各年5月1日現在)

(6) 児童館の利用状況

児童館の利用者数については、近年、減少で推移しており平成 30（2018）年度は 10,734 人と平成 25（2013）年度から約 6,400 人減少しています。

【児童館の利用状況】

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
児童館利用者数(人)	16,480	15,317	17,113	15,085	13,290	10,734

資料：子育て支援課、平成 26(2014)年度以降は主要施策(各年度末現在)

3 母子保健の状況

(1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査の受診者数は、増減を繰り返しながら推移しており平成 30（2018）年度は 144 人となっています。

【妊婦一般健康診査の実施状況】

		平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
受診者数	延べ(人)	1,735	1,593	965	1,243	1,175	1,053
	実利用(人)	152	101	127	180	172	144

資料：子育て支援課（各年度末現在）

(2) 母子保健事業

平成 25（2013）年度からの推移でみると、1 歳 6 か月児や 3 歳 6 か月児などの健康診査受診率は増加していますが、乳児健康診査の受診率は減少しています。

【母子保健事業状況】

（単位：％）

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
乳児健康診査(集団健診)受診率	94.5	96.5	91.3	94.4	95.0	90.6
1 歳 6 か月児健康診査(集団健診)受診率	94.4	91.2	94.4	97.3	85.8	96.8
3 歳 6 か月児健康診査(集団健診)受診率	93.1	92.1	91.5	95.9	88.8	96.2
5 歳児健康相談(集団健診)受診率	89.3	97.4	93.2	93.7	93.0	91.5
乳幼児等訪問指導者数(人)	175	172	179	139	141	135

資料：子育て支援課（各年度末現在）

4 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 児童扶養手当受給世帯等の推移

本市の児童扶養手当受給世帯は、平成 30（2018）年度では 161 世帯、そのうち 18 歳以下の子どもは 248 人となっており近年は減少で推移しています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	増減率 (%)
児童扶養手当受給世帯(世帯)	205	203	192	173	166	161	-21.5
18 歳以下の子どもの数(人)	325	331	303	264	249	248	-23.7

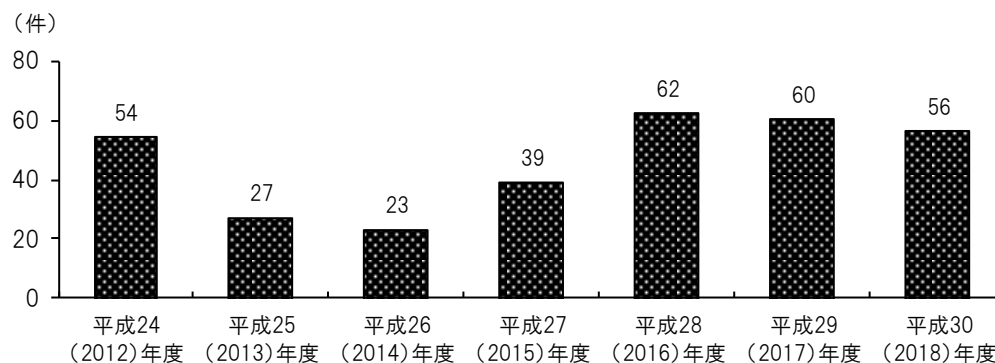
注:増減率は、平成 25(2013)年度を基準とした場合の平成 30(2018)年度の増減割合を示す。

資料:社会福祉課(各年度末現在)

(2) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数は、増減を繰り返しながら推移しており平成 30（2018）年度では 56 件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



資料:主要施策(各年度末現在)

【２】 第１期計画の取組内容からみる課題と方向性

子育て支援に関連する取組は、教育・保育分野をはじめ全庁的な連携、調整が必要です。

本市では、第１期計画に基づき施策や事業を実施しており、各担当部署においては定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、次年度の取組に反映させています。

本計画の策定に当たり、第１期計画の「施策体系」における８つの基本施策ごとに、これまでの主な取組内容及び今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第１期計画の施策体系】

基本目標１ 地域で安心して子育てできる環境づくり	
基本施策１ 地域における子育て支援施策の充実	施策の方向１ 子育て支援のネットワークづくり
	施策の方向２ 子育て家庭への支援機能の充実
基本施策２ 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実	
基本施策２ 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実	施策の方向１ 子どもの権利擁護と児童虐待防止対策
	施策の方向２ ひとり親家庭への自立支援の推進
	施策の方向３ 障害児施策の充実
基本施策３ 子どもの安全確保と生活環境の整備	
基本施策３ 子どもの安全確保と生活環境の整備	施策の方向１ 子どもの安全・安心の確保
	施策の方向２ 快適な生活環境の整備
基本目標２ 子育てと仕事を両立できる環境づくり	
基本施策４ 多様な保育サービスの充実	
基本施策４ 多様な保育サービスの充実	施策の方向１ 子育て支援施設の充実
	施策の方向２ 地域における子育て支援事業の充実
	施策の方向３ 経済的支援の充実
基本施策５ ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本施策５ ワーク・ライフ・バランスの推進	施策の方向１ 就労環境の整備
	施策の方向２ 男女共同参画意識の啓発
基本目標３ 子どもの生きる力を育てる環境づくり	
基本施策６ 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	
基本施策６ 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	施策の方向１ 多様な体験・ふれあいの機会づくり
	施策の方向２ 健全育成の推進
基本施策７ 教育環境の充実	
基本施策７ 教育環境の充実	施策の方向１ 学校教育の充実
基本目標４ 親子が健やかに育つ環境づくり	
基本施策８ 親子の健康づくりと食育の推進	
基本施策８ 親子の健康づくりと食育の推進	施策の方向１ 安心・安全な妊娠・出産期の支援
	施策の方向２ 乳幼児の健康づくり
	施策の方向３ 食育の推進
	施策の方向４ 小児医療の充実

基本目標 1	地域で安心して子育てできる環境づくり
---------------	---------------------------

基本施策 1 地域における子育て支援施策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 子育て中の親子が交流し、育児の悩みを相談する場、遊びの場、学びの場の提供に取り組みました。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の相談窓口を一本化することによって、気軽に相談ができ必要な情報を得ることができる環境の整備を進めました。
- 子育て支援サークル等のネットワークづくりを促進し、それぞれの特長を生かし、相互に助け合える体制づくりを進めました。

今後の主な取組の方向性※
●子育て中の親子が集まれる場の提供 ●利用しやすい保育施設の園庭開放 ●子育て世代包括支援センターでの相談体制の充実及び周知 ●にこにこ♥ひろばや出前教室等の充実 ●地域で世代間交流ができる環境の整備 ●自主的な子育てサークルの育成及び支援 ●青少年健全育成団体の活動支援 ●児童館と連携した児童の居場所づくり ●まちづくり協議会や自主防災組織による地域づくりに対する支援

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本施策 2 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

【これまでの主な取組内容】

- 人権教育や人権学習講演会などを開催し、人権意識の醸成に努めました。
- 小・中学校における、スクールカウンセラーによる相談事業に取り組みました。
- 江田島市要保護児童対策地域協議会をはじめ関係機関や地域と連携し、虐待の早期発見と適切な対応に努めました。
- ひとり親家庭への生活支援等をはじめ、家庭状況に応じた悩みや不安の相談支援体制の強化に取り組みました。

今後の主な取組の方向性
●互いの人権を尊重し合う意識を高める人権学習機会の充実 ●児童生徒及び保護者が相談しやすい体制の整備と周知 ●妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ●関係機関と連携した虐待やDVの防止及び早期対応 ●子育て支援を担う人材の確保及び専門性や能力の向上 ●ひとり親家庭の自立を支援する相談機能や体制の充実及び制度の周知 ●障害児の成長に応じた支援のため、各部門との連携や情報共有 ●子育て世代包括支援センターでの相談体制の充実及び周知 ●支援を必要とする園児等の受入体制の整備

基本施策3 子どもの安全の確保と生活環境の整備

【これまでの主な取組内容】

- 防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、地域住民の自主活動等を支援し地域全体で子どもを見守るまちづくりの促進に取り組みました。
- 公共施設のバリアフリー化や子どもの安全確保に向けた施設内遊具等の定期的な安全点検など、安全で快適な生活環境の整備に努めました。

今後の主な取組の方向性
●通学路及び学校内外の危険箇所などの把握及び改善 ●自主ボランティアなどによる登下校時の見守り活動の実施 ●「こども110番の家及び店」の登録など、子どもの安全を確保する情報伝達体制の整備及び安全管理体制の徹底 ●不審者情報等を迅速に伝達できる体制の推進 ●「地域安全マップづくり」や「安全・安心まちづくりセミナー」等の開催による地域での防犯意識の向上 ●幼児や高齢者等、交通弱者への交通安全知識の普及推進 ●安心して利用できる公共施設や歩行空間、公園等のバリアフリー化 ●子どもの居場所づくりの検討 ●児童公園の安全性の確保及び質の向上

基本目標 2**子育てと仕事を両立できる環境づくり****基本施策 4 多様な保育サービスの充実****【これまでの主な取組内容】**

- 保育施設の適切な整備方針に基づき、安全で安心して預けられる環境を整えました。
- 保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実に努めました。
- 児童手当など経済的支援により、子育て世帯への負担を軽減しました。

今後の主な取組の方向性

- 保護者が利用しやすい保育サービスの拡充
- 病児・病後児保育事業の周知
- 安定した保育士の確保と資質及び専門性の向上
- 保育施設における0歳児から2歳児の受入体制の整備
- 保護者の学びの場の充実
- 放課後児童クラブの円滑な運営及び支援員の資質向上、情報交換の場づくり
- 家庭の状況に応じた経済的支援の充実

基本施策 5 ワーク・ライフ・バランスの推進**【これまでの主な取組内容】**

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向け、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や全ての保育施設で6か月児から受け入れる体制を整備するなど、育児休業復帰への支援に取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- ハローワークと連携した就職に向けてのサポート体制の整備
- 産前産後休業や育児休業中の保護者へ向けた子育てに関する情報の提供や相談支援
- 固定的な性別役割分担意識の解消及び啓発の推進
- 男性の育児休業取得促進

基本目標 3**子どもの生きる力を育てる環境づくり****基本施策 6 子どもが心豊かに成長するための活動の推進****【これまでの主な取組内容】**

- 地域で活動する人材や各種団体と連携し、異世代交流の場や親子が気軽に体験活動等に
参加できる機会づくりに取り組みました。
- 子どものスポーツ活動や文化活動を促進し、健全育成を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 絵本の読み聞かせなど、幼い時期から絵本に親しむ環境づくりの推進
- 関係機関と連携した生涯学習活動の活性化
- 地域の人材を活用した体験活動等の充実
- スポーツ少年団への支援及びスポーツの活性化
- 文化芸術活動の推進及び指導者の発掘
- 小学生に向けた自然観察や科学体験ができる教室の開催

基本施策 7 教育環境の充実**【これまでの主な取組内容】**

- 子どもが個性を発揮し、伸び伸びとした生活を送れるよう、きめ細かな教育の推進とと
もにキャリア教育や家庭における教育力向上の支援に努めました。
- 関係機関や地域との連携を深め、地域の人材をゲストティーチャーとして招くなど、地
域に開かれた学校づくりに取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- 小・中学校の学校運営及び学力向上を図るための取組支援
- ALT派遣など保・小・中の英語教育の充実
- 児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 地域人材を活用した授業や地域公開授業等、地域に開かれた学校教育の推進
- 家庭・地域・学校が連携した子どもの安全教育の推進

基本目標 4**親子が健やかに育つ環境づくり****基本施策 8 親子の健康づくりと食育の推進****【これまでの主な取組内容】**

- 安全で安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ様々な機会に専門職による相談や情報提供を行いました。
- 親子が共に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけられるよう、家庭や地域と協働して食育の推進に取り組みました。

今後の主な取組の方向性

- 妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みに対する相談体制の充実
- 外国人妊婦に対する支援の充実
- 妊娠期から交流できる場の充実
- 乳児期の家庭訪問の拡充
- 子どもの年齢に応じた食育教室の実施及び望ましい食生活についての普及・啓発
- 子どもの体調急変時の保護者の不安軽減を図る取組

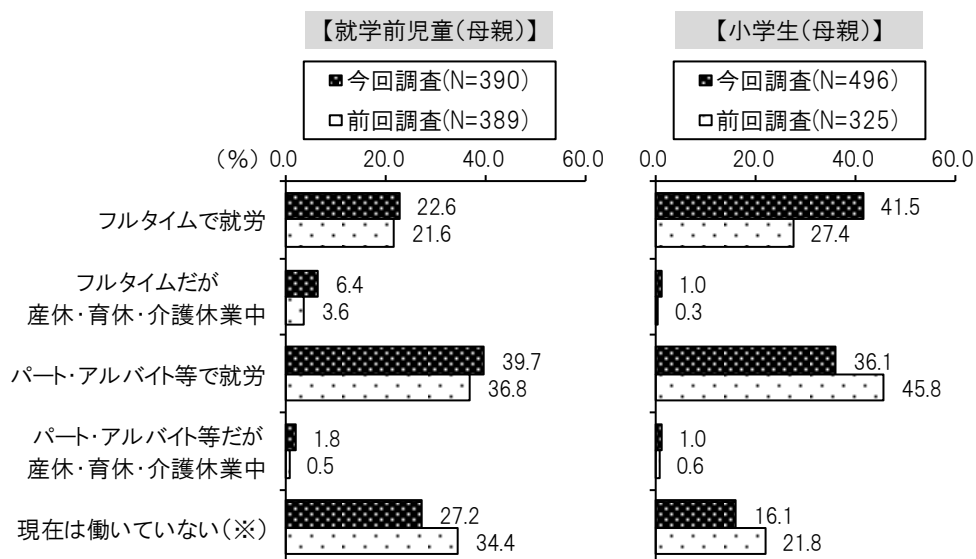
【3】 ニーズ調査結果から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増える傾向にあります。
- 以前に比べ、就労又は就労を希望する母親が増加傾向にあります。
- 就労を希望する母親に向けた就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

- 就学前児童の母親の約3割がフルタイム、約4割がパートタイムと合計約7割の母親が現在就労していることになります。小学生になると就学前の子どもに比べ母親の就労している割合は高まります。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、就学前児童の母親ではパートタイムがやや増加し、小学生の母親ではフルタイムで就労している割合が大幅に増加し、パートタイムが減少しています。

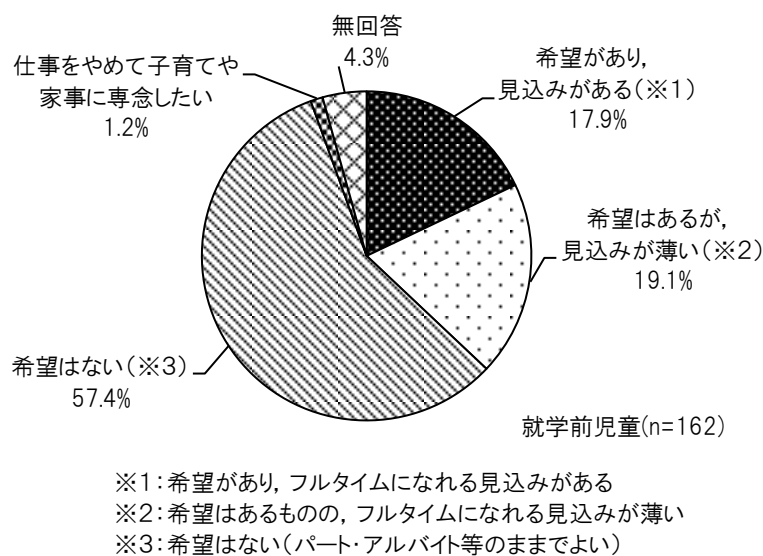
【フルタイムやパート等で就労する母親の割合】



※今回調査では、「以前は働いていたが現在は働いていない」「これまで働いたことがない」の合計。
注：前回調査では、選択肢に「介護休業中」の文言はない。

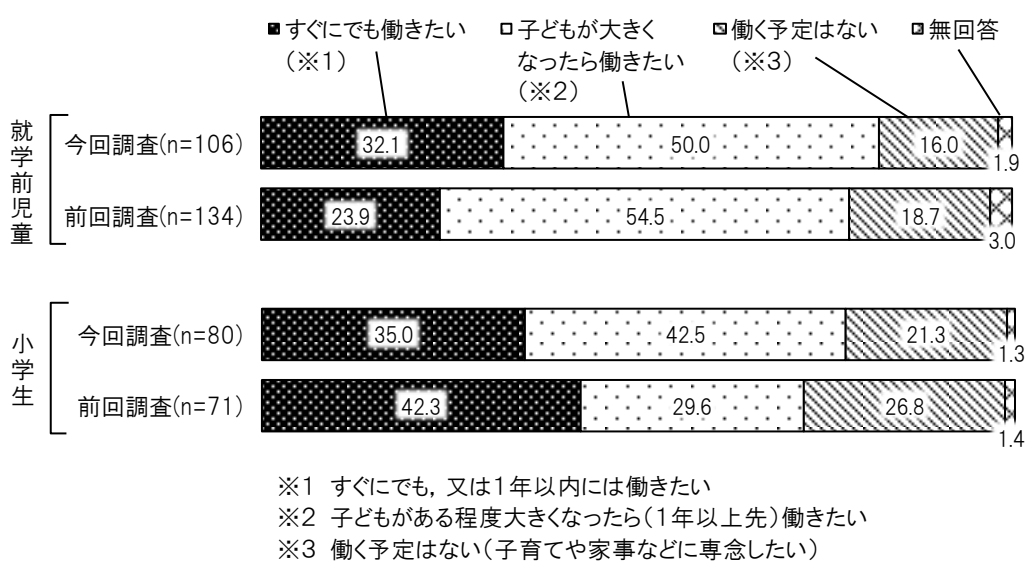
- 一方、現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親の4割近くが、フルタイムへの転換を希望しています。

【母親におけるパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望】



- 現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、現在働いていない母親が「すぐにでも働きたい」と思う割合は、就学前で大きく増加しています。

【現在、就労していない母親における今後の就労意向】

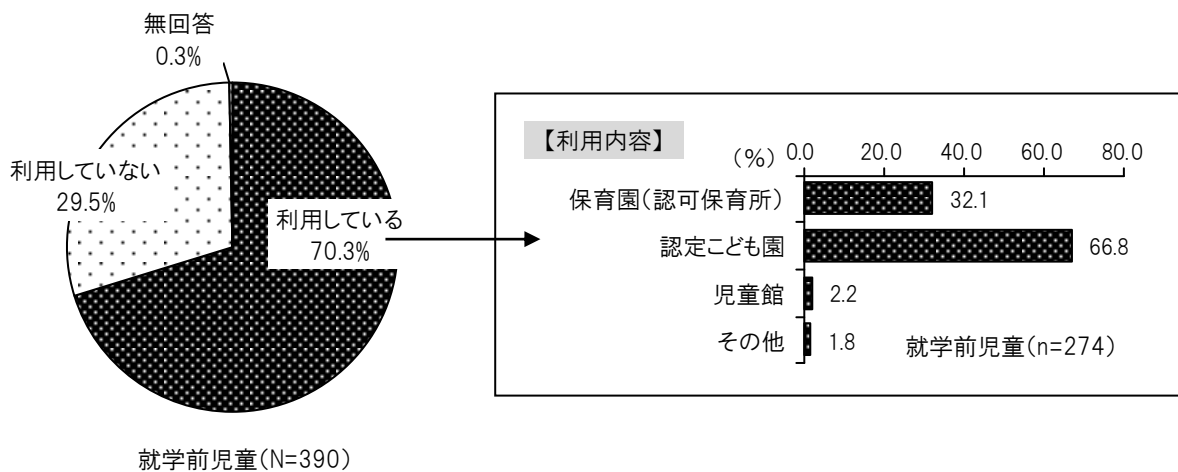


2 子育て支援施設等の利用について

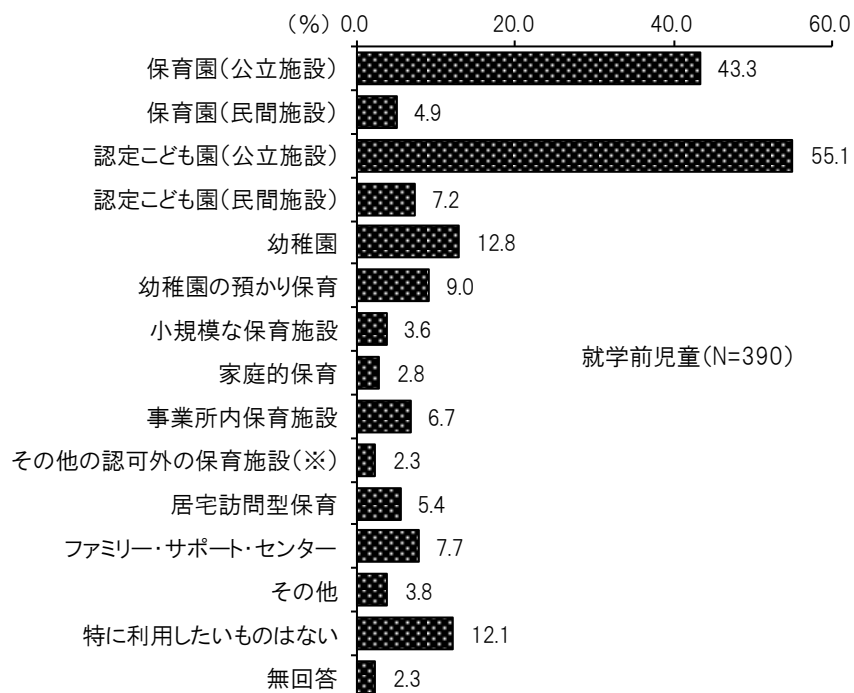
- 子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。それに伴い、教育や保育を提供するための人材の確保、技術、技能を含む質の向上も必要です。
- 土曜日や日祝日に対応できる施設の検討や、長期休業中の対応についての検討が必要です。
- 子育て世代包括支援センターの所在や機能等についての周知、情報提供の充実が必要です。

- 子育て支援施設の利用者の割合は、「認定こども園」が7割近く、「保育園」が約3割を占めています。今後の利用希望でも「認定こども園」が過半数を占め最も高く、「保育園」が4割以上で続きます。

【子育て支援施設の利用状況】

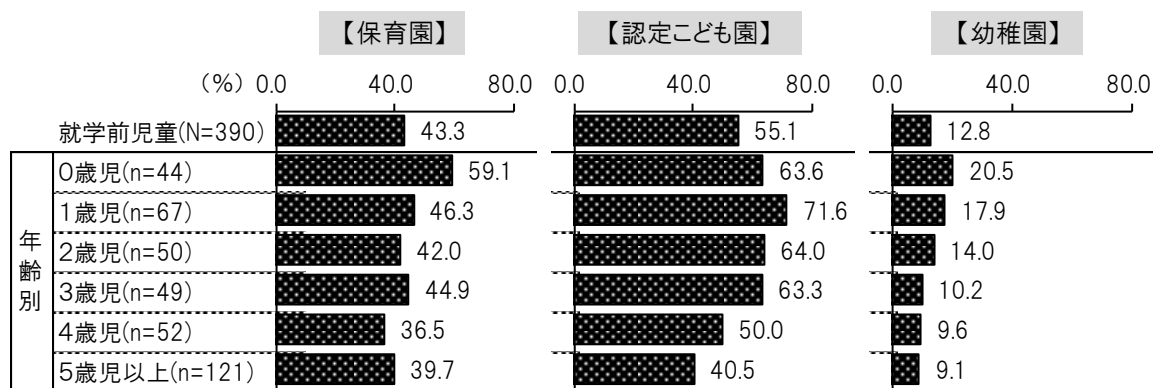


【今後の利用希望】



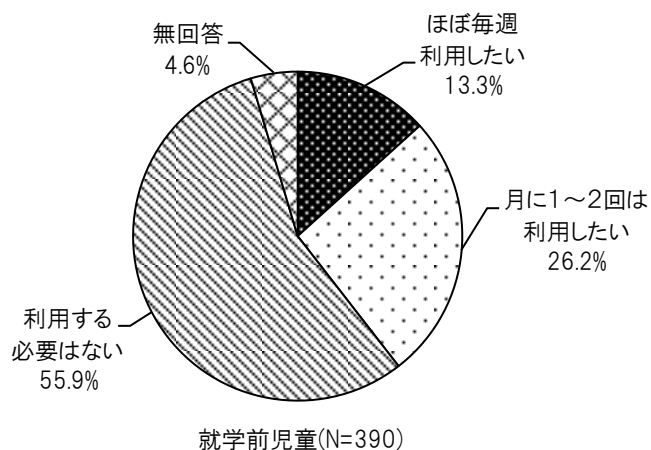
- 施設を選ぶ際に重視することでは、「自宅から近い」という立地条件をはじめ「教育や保育の内容」「園庭や遊具などの施設・設備」など多く回答されています。
- 最もニーズが高い「認定こども園」では1歳児の入園希望が約7割、保育園では0歳児の入園希望が約6割と低年齢からの利用希望が多くなっています。

【子育て支援施設の年齢別ニーズ】

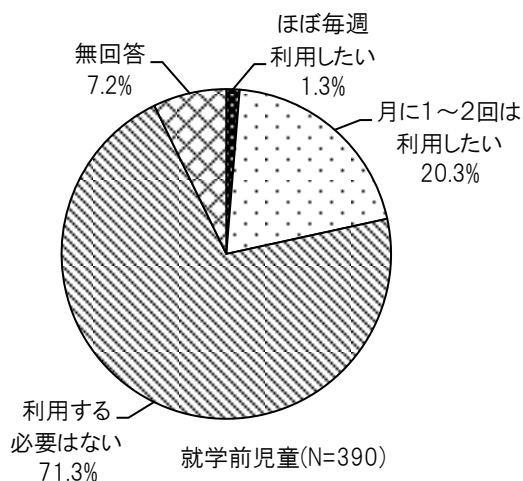


- 土曜日や日祝日の利用については、土曜日が約4割、日祝日は2割の保護者が「利用したい」と回答しており、長期休業中の利用については、認定こども園利用者の8割近くが「ほぼ毎日」もしくは「週に数日」利用したいと回答しています。

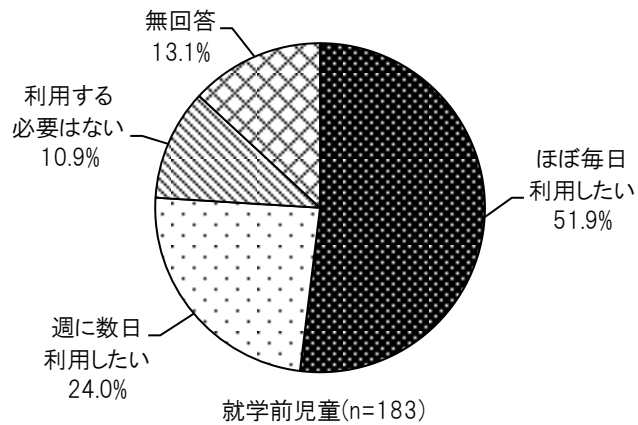
【土曜日の利用希望】



【日祝日の利用希望】



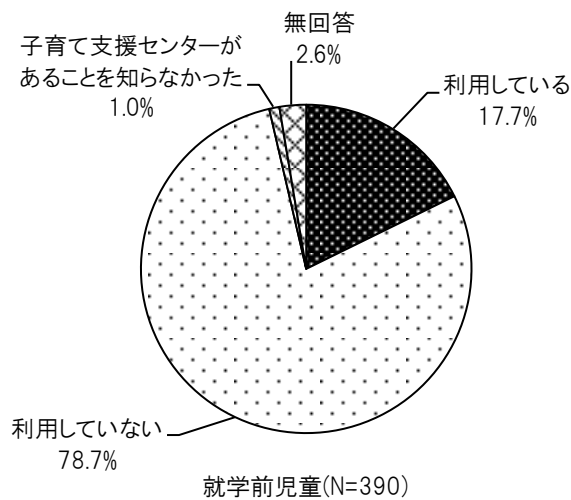
【長期休業中の利用希望】



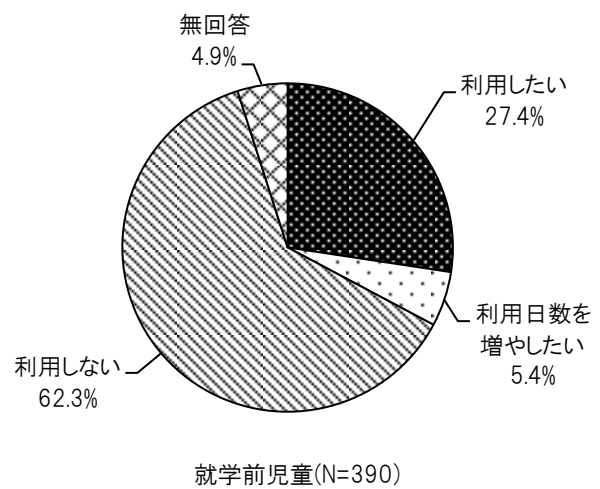
注：現在「認定こども園」を利用している方を対象。

- 子育て世代包括支援センター（調査当時の呼称は「子育て支援センター（にこにこ♥ハウス）」）の利用率は2割程度でしたが、今後の利用希望は3割以上とニーズの高さがうかがえます。

【利用状況】



【利用希望】

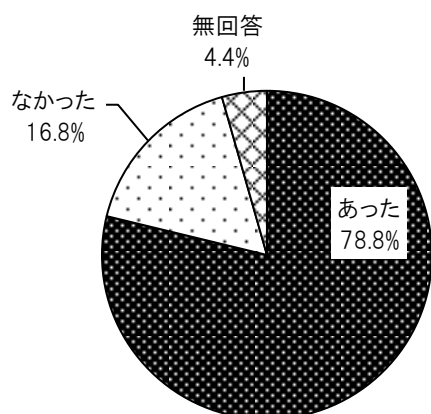


3 子どもが病気のときの対応について

○「江田島市病児・病後児保育事業」についての周知、情報提供の充実が必要です。

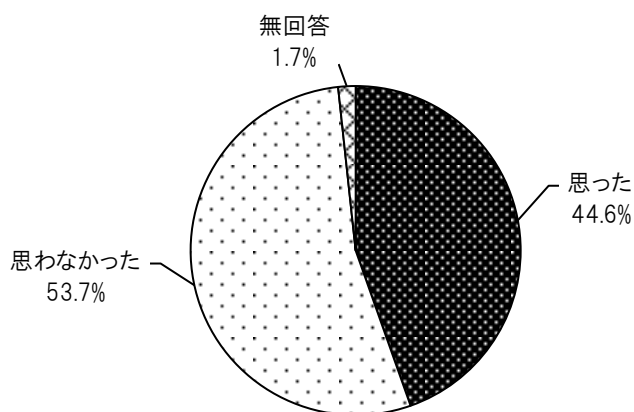
- 最近1年間に、子どもが病気やけがのときに保育園や認定こども園などを利用できなかった保護者の割合は約8割となっており、仕事を休んだ保護者のうち4割以上が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

【子育て支援施設を利用できなかった経験】



就学前児童(n=274)

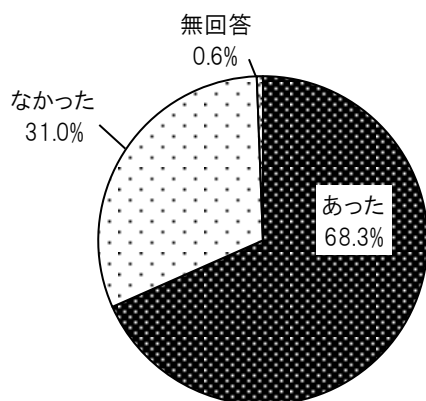
【病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った割合】



就学前児童(n=175)

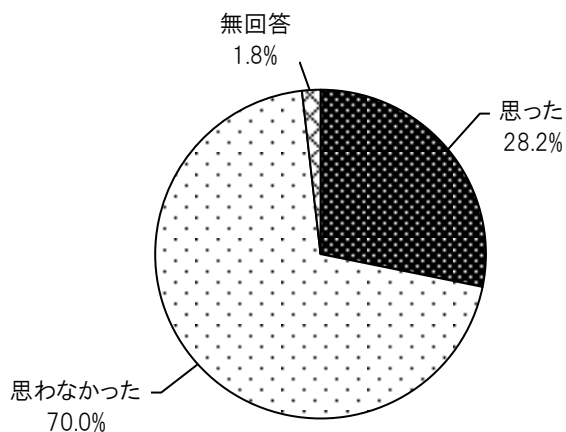
- 小学生では、保護者の約7割が子どもの病気やけがのときに学校を休んだことがあると回答しており、仕事を休んだ保護者の約3割が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。

【子どもが学校を休んだ経験】



小学生(N=496)

【病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った割合】



小学生(n=227)

4 就学前の子どもの一時保育や宿泊を伴う預かりについて

○一時保育について、より分かりやすい利用方法の周知などが必要です。

- 家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時保育事業」の現在の利用率は1割未満と僅かですが、利用希望は3割以上と高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合は1割程度みられ、そのときの対処として「親族・知人に子どもをみてもらった」が多数を占めています。

5 就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方について

○低学年の「放課後児童クラブ」利用へのニーズが高い傾向を見据えた対応が必要です。

- 就学前の子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方については、低学年時、高学年時ともに「自宅」と回答した保護者が多く、特に高学年時では過半数を占めています。一方で、低学年時については「放課後児童クラブ」の利用希望が4割近くを占めています。

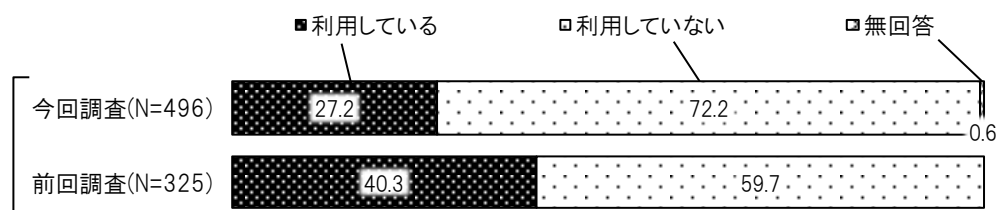
6 小学生の放課後児童クラブ等の利用について

○既存施設における老朽化や耐震化を視野に入れた施設・設備の充実について検討が必要です。

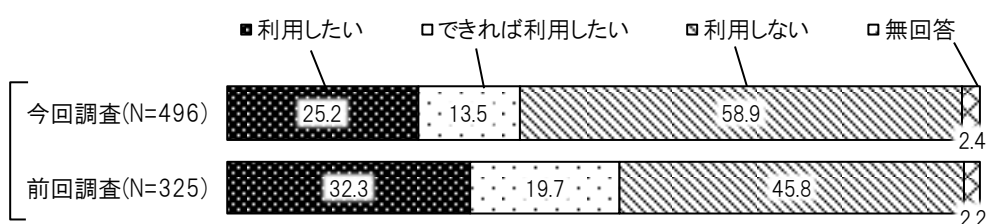
○指導員の適正な確保など利用を希望する子どもの受入体制の充実を図ります。

- 放課後児童クラブを利用している小学生の割合はおよそ4人に1人の割合ですが、今後の利用希望は約4割と高いニーズがみられます。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果（前回調査）と比較すると、放課後児童クラブの利用及び利用ニーズともに減少しています。

【利用状況】



【利用希望】



- 放課後児童クラブ利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、「施設や設備」「利用できる曜日や時間」等に対する不満がやや高くなっています。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「6年生くらいまで」と今後の需要の増加が見込まれます。
- 現在、本市では実施していない「放課後子ども教室※」の利用希望は、約4割とニーズは高くなっています。

※【放課後子ども教室】地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもが自主的に参加し、遊びを楽しんだり、物づくりや体験学習、世代間交流などを行ったりします。

7 育児休業制度の利用について

- 多様な保育サービスの充実や子育てしやすい就労環境づくり，事業所への啓発，育児休業や産前産後休業取得後のスムーズな職場復帰支援等の取組が引き続き重要です。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進が必要です。

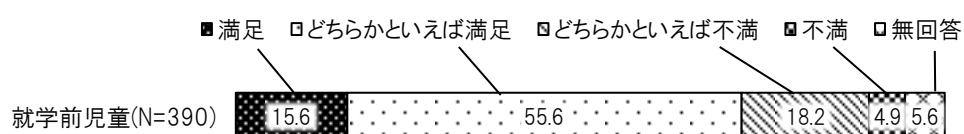
- 育児休業を取得したことがある就学前の子どもの母親は約3割みられますが，育児休業を取得せずに退職したり，勤務先に制度がなかったりするケースもみられます。
- 仕事と子育ての両立については，「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が，高い割合で求められています。

8 妊娠・出産時の支援について

○妊娠期から子育て期に関する情報提供や相談窓口を周知し、不安軽減を図ることが必要です。

- 妊娠・出産時の情報提供や相談体制については約7割が満足したと回答しています。また、江田島市が「子育てしやすいまちだと思う」と回答した人ほど「満足」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人ほど「不満」への回答が多くなっています。

【妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度】

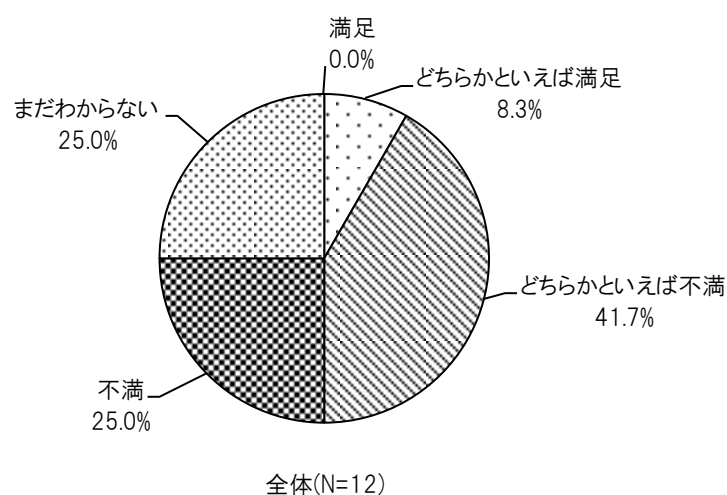


【子育てのしやすさと妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度】

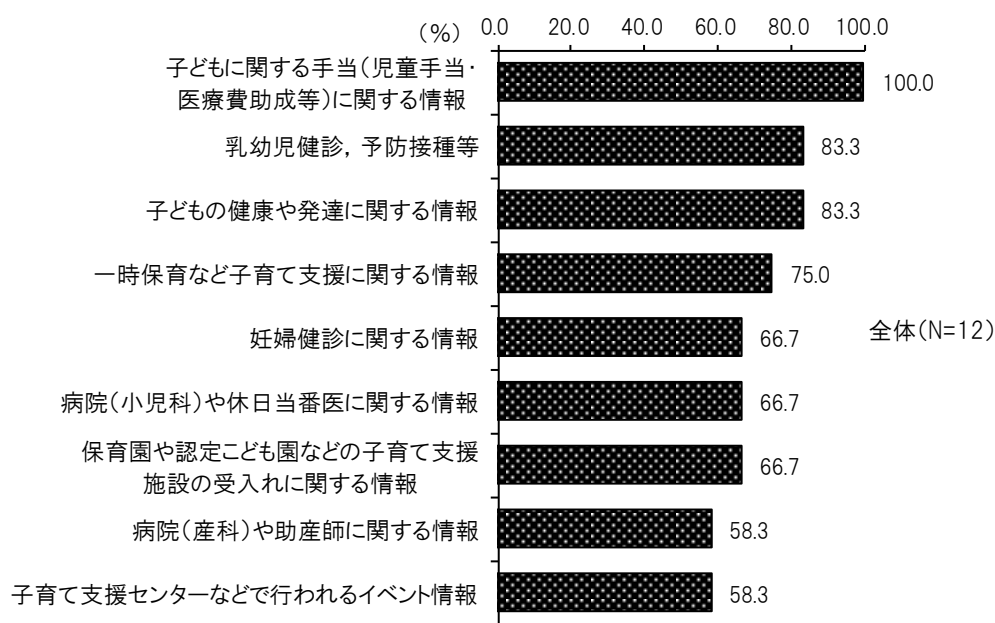


- 妊娠期の女性を対象とした調査では、妊娠・出産に関する情報提供や相談体制に対する満足度は、6割以上が「不満」と回答しており、「満足」と回答した人（1割未満）を大きく上回っています。知りたい情報としては、特に「子どもに関する手当（児童手当、医療費助成等）に関する情報」「乳幼児健診、予防接種等」「子どもの健康や発達に関する情報」などが続きます。

【妊娠中の情報提供等に対する満足度】



【妊娠・出産時に知りたい情報（上位項目抜粋）】

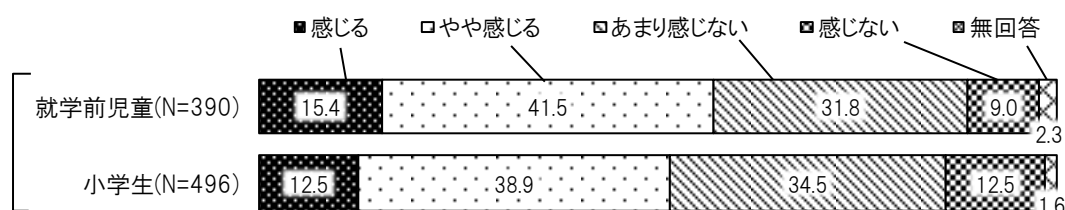


9 子育てに対する不安の解消について

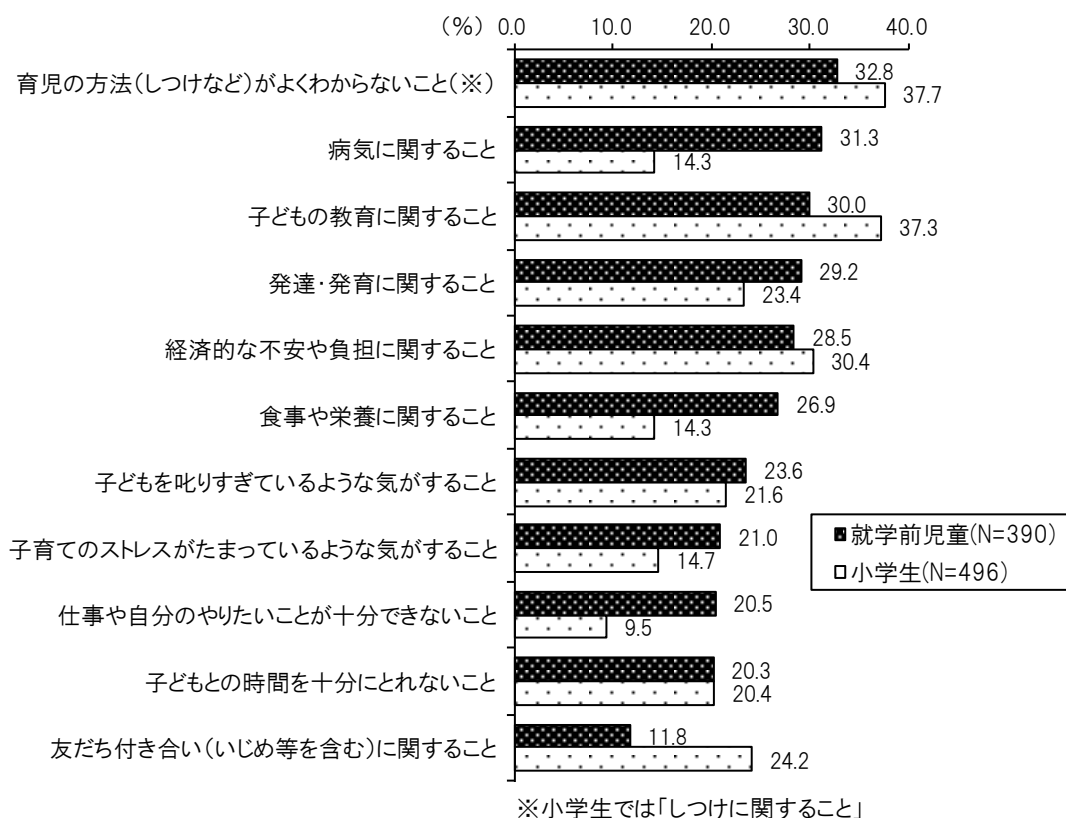
- 子育て中の保護者が子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、センターにおける相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。
- 安全で安心して子育てするためには、家庭や地域、職場など周りの人の配慮が必要であると同時に親子の健康づくりへの継続的な支援が必要です。母子の健康の保持・増進は、子どもの健やかな成長の基礎といえます。

- 子育てに関する不安や負担は、就学前児童・小学生の保護者ともに過半数が感じており、就学前児童の保護者では、「育児の方法（しつけ）」や「子どもの病気」「子どもの教育」「発達・発育」「経済的負担」など多岐にわたっています。

【子育てに関する不安や負担】



【子育てに関する悩み（上位項目抜粋）】



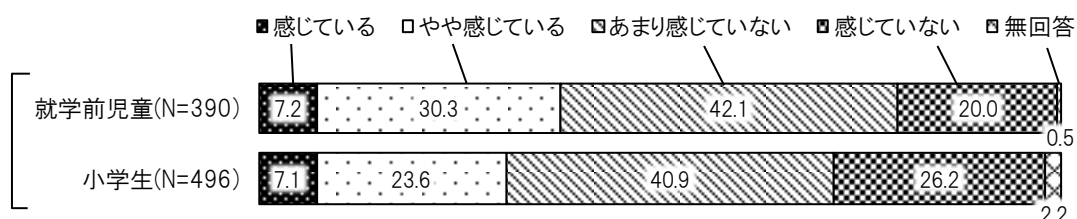
- 子育てに関する相談先は、主に家族や友人、知人など身近な人が中心となっており、子育て世代包括支援センター（調査当時は「子育て支援センター」）の利用は少ない状況です。
- 妊娠期の女性における、妊娠・出産に対する不安については、「経済的なこと」「今後の子育てについて」「周囲に支援者等がない」などを理由として、約9割が不安や負担を感じると回答しています。

10 配慮を必要とする子どもへの対策について

- 貧困の連鎖につながらないように、個々の実情に応じた様々な経済的支援への取組が必要です。
- 児童虐待の防止や早期対応に向けて相談先や通報先の周知などが必要です。
- 援助を必要とする子育て家庭に対し、より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取組が必要です。

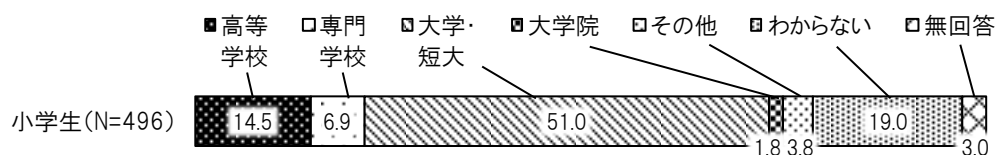
- 就学前児童・小学生の保護者ともに、6割以上が「経済的なゆとりがない」と回答しています。

【経済的なゆとり】



- 経済的にゆとりがないと回答した小学生の保護者では、理想とする子どもの進学先として「高等学校」や「専門学校」と回答した割合が、ゆとりがあると回答した小学生の保護者より多くなっています。

【理想とする子どもの進学先】

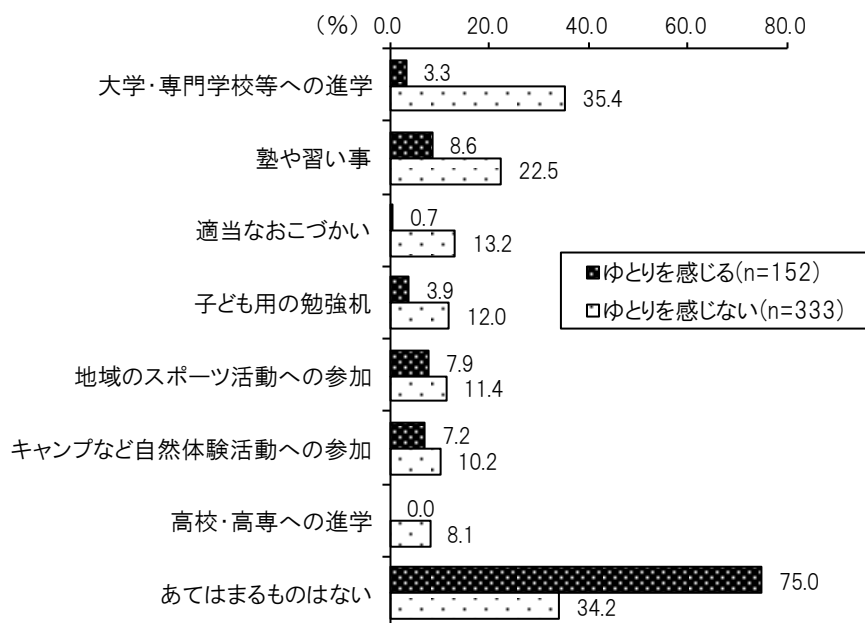


【経済的なゆとりと理想とする子どもの進学先】



- 世帯に必要なと思う支援については、小学生の保護者の半数以上が「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」といった支援を求めています。
- 小学生の保護者において、子どものために用意できていない又は用意できる見込みがないものとして、経済的にゆとりを感じない層では、感じる層と比較して大学等への進学や塾、習い事、おこづかいや勉強机などを用意できる見込みがないと回答する割合が高くなっています。

【家庭で子どもに用意できないこと（上位項目抜粋）】



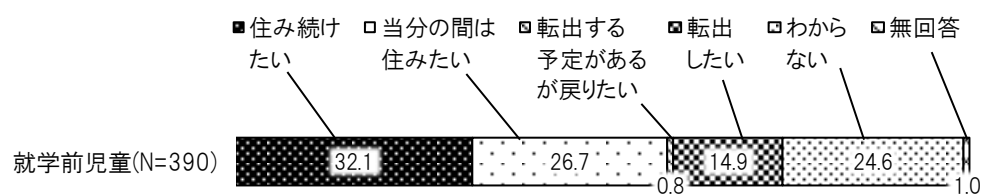
- 子どもへの暴力的言動等については、就学前児童・小学生の保護者ともに半数以上が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「感情のままにたたいたことがある」も2割程度みられます。一方で、児童虐待の相談先や通報先の認知は3割程度と現状では高くない状況です。
- 介護と子育てを同時に行うダブルケアについては、小学生の保護者で約1割みられます。また、児童虐待をはじめひとり親家庭や障害児への支援など、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、多様化・複雑化しています。

11 子育てしやすいまちづくりに向けて

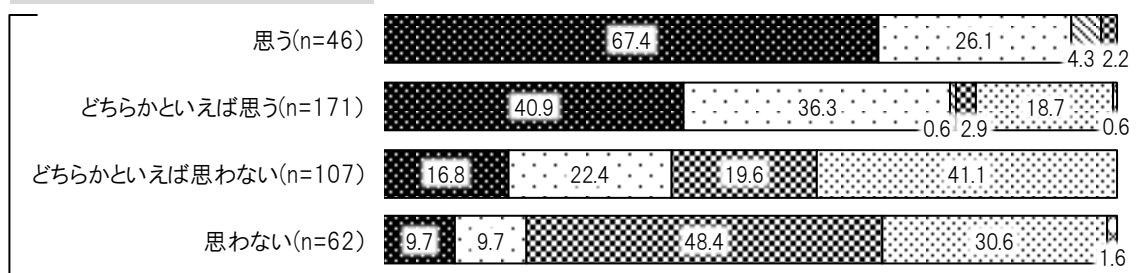
○子育て支援を充実することにより、本市への永住意向の増加につながる可能性がうかがえます。そのため、働きながら子育てできる環境づくりや安全で安心な遊び場の整備など、子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

- 江田島市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「江田島市に住み続けたい」への回答が多く、逆に「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出した」への回答が多くなっています。

【江田島市での永住意向】



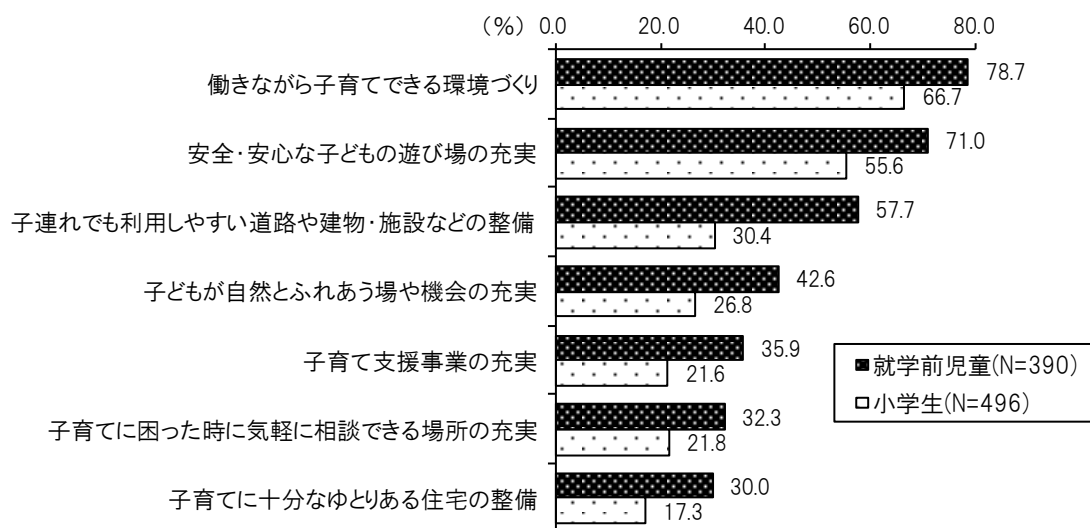
【子育てのしやすさと永住意向】



- 近所の人との付き合い程度では、就学前の子どもの保護者は、「困ったときに助け合う人がある」割合が小学生の保護者よりも低くなっていますが、就学前、小学生保護者共に、それぞれ過半数が「子育てがしやすいまち」と感じており、約6割が江田島市に「住み続けたい」と回答しています。

- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が約8割と最も高く、次に「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設などの整備」などが多くなっています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進とともに安全な遊び場や防犯，交通安全対策など，子どもの安全・安心の確保が求められています。

【子育てしやすい社会のために必要と思う支援策（上位項目抜粋）】



- 妊娠期の女性を対象とした調査では，子育て支援について充実させるべきこととして，「育児について学習できる場」や「パートナーの育児への参加を促す取組」「休日・夜間の小児救急医療体制」「育児の不安や悩みに対する相談体制」「育児に関する情報提供」など多岐にわたります。

12 フリーアンサー及びグループインタビュー結果（抜粋）

（１）市内の子育て環境

フリーアンサー
○妊婦健診の際の船のチケットはすごく助かった。ただ、病院が近くにならないのがとても不便だった。近くても呉なので体調不良の際は本当にしんどかった。 ○土・日も利用できる子育て支援センターを増やしてほしい。 ○子どもがもっと遊べる場所や遊具を作ってほしい。
グループインタビュー
○習い事（体験など）や公園（マップ）など休日に遊べる場についての情報がない。公園の場所が分かるマップもほしい。 ○結婚で島外から来た人が多く、その人が孤立するのが問題。子育て中の孤立感が深刻。 ○支援センターで交流できるが、ここでは３歳まで育てた母親としか情報交換できない。保育園やこども園、小学生の親などと交わる場所がない。

（２）保育施設について

フリーアンサー
○これから保育園などに通わせるのに車がないので、送迎の面ですごく不安です。 ○土・日に預け先がない。 ○こども園では８時半以降でないと預かってもらえない。呉への通院で、朝早く江田島を出たいのだが預けられない。延長保育や朝の部分も作ってほしいです。
グループインタビュー
○仕事中に安心して子どもを預けられる場がほしい。自然豊かな点に魅かれて移住した人が多く、自分もその一人。が、こども園はその魅力を生かしていない。理想的な環境に引っ越して来たのにという思いがある。自然豊かな地の利を有効活用し、子どもたちには江田島の良いものに触れさせてほしい。特に園にいる時間が長いので、とても気になる。 ○園庭開放しているが、園は歓迎していないのではないかと感じる。公園がないから保育園に来るんでしょと感じた。

(3) 保健・医療について

フリーアンサー
○夜間など、緊急時に対応してくれる小児科が島の中にあるとよい。 ○子どもの病気を気にせずに目一杯働きたいので、病児保育があるととても助かります。 ○保育園や支援センターを新しくするのもよいが、療育施設や発達相談ができる病院なども作ってほしい。
グループインタビュー
○病院がないので、夜間や休日等不安だ。呉か広島まで出ることが多い。 ○働いている人は有休休暇を子どものために使うが、有休休暇全てで賄えるわけではない。子が病気になったときに有休がなく、両親どちらも休めなくなったとき、見てくれるというところが島に1つあればと思う。有料でもいい。病気だと友達には頼めない。

(4) 子育て支援について

フリーアンサー
○子育て世帯向けの住宅が少なすぎる。 ○放課後に親が留守でも安心して預けられる場所が少ないと思います。図書館や児童館も近くにありません。児童クラブ以外に子どもが集まれる場所がもっとほしいと思います。 ○乳児医療が6年生までに延長されましたが、中学校卒業まで伸ばして頂けたら嬉しいです。
グループインタビュー
○買物のときに手助けしてくれる人、子どもの一時預かりがあればよい。 ○土曜日や祝日、急な用事ができたときに預けられる場所があれば助かる。 ○ママ同士が仲良くできたり、好きなことを楽しめるサークルがあるといい。

【４】 ヒアリング調査結果にみる課題

本計画の策定に当たって、市内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、子育て世代包括支援センター等、各施設の代表者又は責任者の方にヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査では、次のような現状や課題が指摘されています。（内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約しています。）

1 市内の子育てを取り巻く環境

- 親子関係、保護者同士のつながりが希薄化している。
- 療育や0～1歳児の保育、ひとり親家庭や外国人労働者の増加等、社会やニーズに対応する支援ができていない。
- 子どもや子育て世代向けの施設や公園が少ない。

2 直面している問題点や困っていること

- 保育士や支援員等が足りないが、人材の確保も難しい。
- 園外保育時に安全に歩ける場所が少ない等、子どもの安全確保が難しい。
- 放課後児童クラブ同士の情報交換の場が少ない。

3 保護者のニーズ

- 体験学習や人と関わる経験、基本的生活習慣の定着を求めている。
- 現状プラスαの支援。
- 大型連休時の放課後児童クラブの開所。

4 利用者の話から出る悩みや不安（放課後児童クラブ等のみへの質問）

- 反抗期への対処、学校での人間関係、障害についての心配事、ゲーム、習い事の送迎、宿題のことなど悩みごとが多様化している。
- 子育ての悩みを話す場がない。
- 子どもの褒め方、叱り方が分からない。

5 今後、取り組むべき施策や事業

- 子育ての大切さや仕方、親子のコミュニケーションの大切さについて保護者への啓発。
- 利用する子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり。
- 広報紙やメール等を活用した周知の推進。

6 今後、江田島市が力を入れていくべきこと

- 保育士の人材の確保と資質の向上、スキルアップ。
- 保護者の子育て力を伸ばす学習機会の充実。
- 子どもの個性をしっかりと伸ばせる環境づくり。

第3章 計画の基本的な考え方

【1】 基本理念

本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画」では、福祉・保健部門の「子育て環境の充実」において、子育て中の親子を地域全体で見守る環境づくりに取り組むとともに保育施設の再編整備や子育て支援サービス等の充実を目指しています。

第1期子ども・子育て支援事業計画においては、その方針に基づき「～健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま」という基本理念を掲げ、安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、また子どもがたくましく健やかに育つ社会の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

さらに、令和元(2019)年8月には「第3次江田島市地域福祉計画(自殺対策計画含む。)」を策定し、「～“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ ～ 一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」を基本理念に掲げ、地域全体で福祉施策の総合的な推進を図り、市民の誰もが自分らしく輝けるまちづくりを推進しています。

一方で、この度のニーズ調査やヒアリング調査などから、本計画に対する継続的な課題や新たな取組課題がみえてきました。このような多様な課題に対応し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、本計画の上位計画に当たる「第3次江田島市地域福祉計画(自殺対策計画含む。)」との連携を踏まえた「基本理念」を改めて掲げ、その実現に向けて計画を推進します。

● 第2期江田島市 子ども・子育て支援事業計画の基本理念 ●

～ 地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま ～

一人ひとりが自分らしく輝き

共に生きるまち・江田島

【2】 基本目標

基本理念の実現に向け本市の子育てを取り巻く環境や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、次の三つの基本目標を定めます。

基本目標１ みんなで支え合う子育て

就労を希望する母親は、本市においても増加傾向にあります。3歳未満児の保育ニーズも高く、そのための保育人材の確保がより一層求められています。長期休業中の保育環境の充実も求められており、これまで以上に多様化する保育ニーズに対応するため、受入体制の充実を図ります。また、障害のある子どもやひとり親家庭など、配慮が必要な子どもへの支援に引き続き取り組みます。さらに、安全・安心な生活環境の整備を推進し、子育てにやさしいまちづくりを目指します。

基本目標２ つながりを大切にする子育て

子育て中の保護者が地域で孤立することがないように、子育て支援のネットワークづくりをはじめ親子の交流と仲間づくりを支援するとともに世代間の交流を促進します。また、地域全体で子どもを見守る活動を通じて、顔の見える関係づくりを目指します。

基本目標３ 親子の成長をあたたく見守る子育て

妊娠期の女性が抱える不安の解消をはじめ妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目のない支援を提供するとともに親子の健康づくりを推進します。また、子どもの健やかな成長を見据えた多様な体験活動や、ふれあいの機会づくりを推進します。

【3】 施策体系

基本理念

～ 地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま ～
一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

【基本目標1】 みんなで支え 合う子育て

1 子育てを支える意識の
醸成

○子育てに対する意識の向上
 ○子どもの人権と権利を守る取組の充実
 ○ワーク・ライフ・バランスの推進

2 子育てを支える環境の
整備

○保育サービスの充実
 ○多様な子育て支援サービスの充実
 ○生活困難な子どもへの支援
 ○障害のある子どもへの支援の充実
 ○相談体制の充実

3 子どもの安全を支える
環境の整備

○子どもの安全・安心の確保
 ○安心して遊べる施設の充実

【基本目標2】 つながりを大切 にする子育て

4 つながりを感じられる
地域づくり

○交流の場とネットワークづくり
 ○世代間交流の推進と人材の育成

【基本目標3】 親子の成長を あたたかく 見守る子育て

5 親子の健康づくりの推進

○妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり
 ○乳幼児の健康づくり

6 心を育てる環境の整備

○多様な体験やふれあいの機会づくり
 ○子どもの健やかな成長への支援
 ○学ぶ力を伸ばす教育の推進

7 一緒に学び楽しむ子育て
の推進

○子育て力を高める学習機会の充実

第4章 施策の展開

【基本目標1】 みんなで支え合う子育て

基本施策1 子育てを支える意識の醸成

行政をはじめ子育てに関わるあらゆる人や機関が連携し、子育てを地域全体で見守り、支え合う意識の醸成に向けた啓発活動を推進するとともに子どもも人格を持つ一人の人間として、子どもの権利に対する理解を深める取組を充実します。また、就労ニーズの高まりを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を推進します。

（1）子育てに対する意識の向上

取組	内容	担当課
子育て意識の啓発	●地域での温かい交流で支え合うコミュニティづくりに向け隣近所の声掛けや挨拶、近所付き合いや見守り等を大切にする地域づくりを推進し、全市的に地域福祉に関する意識向上を図ります。	全部局

（2）子どもの人権と権利を守る取組の充実

取組	内容	担当課
人権啓発事業の実施	●子どもが健やかに育つために、保護者をはじめ社会全体が子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに健全に育てることの大切さを再認識し、自らの責任を果たすための啓発を推進します。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
子どもの相談体制の充実	●児童生徒及び保護者の心のケアと課題解決に努めるため、市内の小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の相談に応じます。また、相談しやすい体制づくりに努めます。	学校教育課
児童虐待防止対策の推進	●子どもに対する虐待の防止及び早期発見に向け、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図ります。 ●関係機関と緊密な連携を図り、DVや虐待等の課題を抱える家庭への早期対応に努めます。 ●家庭相談員の専門性を高めるとともに人材の確保や育成に努め、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

取組	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	● 固定的な性別役割分担意識の払拭に向け、男女共同参画セミナーの開催や啓発を推進します。 ● 庁内においても、男性の育児休業の取得促進や職員研修における男女共同参画をテーマにした取組を推進し、意識啓発を図ります。 ● 育児に不安を持つ両親への子育て相談を行うとともに両親を対象とした育児講習等の充実を図り、父親の家事・育児に対する理解を深めます。	総務課 人権推進課 子育て支援課

基本施策2 子育てを支える環境の整備

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受入体制を整備するとともに多様な保育サービスを展開し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

また、ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援など、配慮が必要な子どもへの支援を充実します。さらに、国の子どもの貧困対策や県の取組等と連携し、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

(1) 保育サービスの充実

取組	内容	担当課
受入体制の整備	● 保護者の就労ニーズの高まりや入所児童数の推移、また、地域の実情を踏まえ、ニーズに応じた教育・保育施設の受入れが確保できるよう、体制の整備に努めます。 ● 園庭開放の周知に努め、地域に開かれた保育を推進します。	子育て支援課
多様な保育ニーズへの対応	● 多様な保育ニーズに対応するため、一時保育（預かり）事業などの分かりやすい情報提供と利用の促進に努めます。 ● 長期休業等への柔軟な対応や病児病後児保育の周知など、多様な保育サービスの提供に努めます。 ● 公的なサービスでは十分に対応できないサービスについては、民間事業者の参入促進を図ります。	子育て支援課

取組	内容	担当課
保育士等の人材の確保と育成	●臨時保育士及び保育補助員の登録制度を活用した人材の確保に努めます。 ●多様な保育ニーズに対応するため、保育士の資質や専門性の向上に努めます。 ●I C T（情報通信技術）の導入により保育現場の事務の効率化を図り、保育時間の確保につなげます。	子育て支援課

（２）多様な子育て支援サービスの充実

取組	内容	担当課
地域子育て支援の推進	●子育て世代の交流の場としての活用を促進するとともに事業の周知や内容の充実を図り、利用促進に努めます。 ●認定こども園の子育て支援室の活用、出前講座の開催など、地域での交流の場の充実を図ります。	子育て支援課
放課後児童クラブの指導員の確保と育成	●市独自の放課後児童クラブ支援員の研修会を積極的に開催し、資質の向上に努めるとともに情報交換の場を充実し、円滑な事業運営に努めます。 ●研修等を通じて支援員の専門性を高めるとともに人材の確保に努めます。	生涯学習課
学校、関係機関とクラブの連携	●放課後児童クラブ同士や学校等との連携の強化に向け、積極的に情報交換を行うとともに研修等の充実に努めます。	生涯学習課 子育て支援課
子どもの居場所づくり	●児童館、公民館、まちづくり協議会等と連携・協力し、地域全体で子どもを見守ることができる環境の整備に取り組みます。	地域支援課 生涯学習課 子育て支援課
育児休業、介護休業制度の周知、啓発	●育児休業や介護休業制度の普及に向けて事業主に働き掛けるとともに制度の活用について広報等を通じて啓発します。また、性別にかかわらず、平等に制度を活用できる環境づくりを推進します。	総務課 子育て支援課
再就職への支援相談	●母親を対象として、ハローワーク等関係機関と連携し、定期的に相談会を開催するなど再就職に向け支援します。	子育て支援課

(3) 生活困難な子どもへの支援

取組	内容	担当課
子育て世帯への経済的負担の軽減	●国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、児童手当や乳幼児等医療費助成制度など、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課
地域で気づき、つなぐ支援の輪づくり	●経済的な理由により、生活困難な状態にある子どもやその家庭に気づき、早期の対応を図るため保育施設や学校、民生委員・児童委員と連携し、適切な支援が行き届くよう努めます。 ●市民が地域福祉の視点を持ち、支援を必要とする子どもや家庭を見守り、支援へとつなぐ意識の醸成に努めます。	社会福祉課 子育て支援課
学習環境の機会均等に向けた支援	●家庭環境や経済状況に左右されず子どもがその個性と能力を十分に発揮できるよう、学習環境の支援や教育の機会均等に努めます。	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課
暮らしへの支援	●経済的な理由により、生活困難な状態にある子どもやその家庭に対する相談支援の充実を図るとともに保護者に対する安定的な就労への支援などきめ細かな支援に努めます。	社会福祉課 子育て支援課
相談支援と経済的支援	●ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援相談員兼家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図るとともに各種支援制度の周知に努めます。	社会福祉課 子育て支援課

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

取組	内容	担当課
障害のある子どもへの支援	●障害のある子どもの成長段階に応じた必要な支援を提供するため、保健・医療・福祉・教育の各分野との連携を強化します。 ●「江田島市障害者計画」「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、関係機関等との連携を十分に図りながら障害児への支援の充実を図ります。	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課

（５）相談支援体制の充実

取組	内容	担当課
相談しやすい環境の整備	●子育て世代包括支援センターを中心として、子育てに関する困りごとなど様々な相談に対応するとともに利用者の視点に立った相談しやすい環境を整備します。	子育て支援課
相談支援における連携の仕組みづくり	●相談窓口から得られた内容について、庁内各部署や関係機関との連携を強化し、情報の共有を図り、適切な支援につながるよう努めます。	全部局
専門の職員による相談支援	●保育施設で子育てや生活に関する悩みや困りごとについて、専門的な相談支援を行う体制を整備します。	子育て支援課

基本施策3 子どもの安全を支える環境の整備

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や関係機関との連携や協力体制の強化を図り、交通安全・防犯対策を推進します。また、安心して遊べる公園の整備など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1) 子どもの安全・安心の確保

取組	内容	担当課
地域での見守り活動の充実	●自主ボランティア等により、登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車による見守り活動を実施します。 ●「こども 110 番の家及び店」の登録を推進し、通学路等児童生徒の安全確保に努めます。 ●不審者情報を入手したときには、教育委員会を通じて保育園や学校等保護者に連絡できる体制を構築します。 ●「地域安全マップづくり」をはじめ、防犯意識を高める「安全・安心まちづくりセミナー」を県との共催により開催します。	危機管理課 地域支援課 学校教育課
児童生徒の安全確保	●学校生活や登下校等での犯罪や事故等から子どもを守るため、安全教育を推進し、安全・安心な学校教育に努めます。 ●家庭、地域、学校相互の情報交換や情報の共有により、地域の協力を得ながら子どもの安全性の向上を図ります。	学校教育課
交通安全教育の推進	●交通安全教育の徹底を図るため、広報活動や各種講習会、交通安全教室等の充実を図ります。特に、幼児や高齢者等交通弱者への交通安全知識の普及を推進します。 ●保育施設、小・中学校において交通安全教室を開催し、交通安全意識の普及啓発に努めます。 ●自転車の正しい乗り方や駐輪方法等の普及啓発に努めます。	総務課
通学路等の安全点検	●通学路や学校内外の危険箇所や改善の必要な箇所の把握及び改善に努め、安全対策の向上を図ります。	学校教育課

取組	内容	担当課
施設の安全管理体制の整備	●子どもの安全を確保するために、保育施設・学校等に的確に情報を伝えるとともに保護者にメール登録を働き掛け、市全体で迅速に情報伝達できる体制づくりを進めます。 ●保育施設や学校等、安全管理体制の徹底に努め施設や遊具の安全点検を実施する等、安全管理の徹底を図ります。	学校教育課 子育て支援課
ガードレール、ガードパイプの設置等	●安心して利用できる歩行空間が確保できるよう、ガードレール、ガードパイプを設置するとともに老朽化に応じた修繕を行います。	建設課 総務課 学校教育課
公共施設の快適設計、バリアフリー化の推進	●子どもをはじめ高齢者や障害者が安全で自由に行動し社会参加できるよう、トイレなどの公共建築物の改修や歩行者空間、公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。	建設課 都市整備課

(2) 安心して遊べる施設の充実

取組	内容	担当課
地域子育て支援の推進 【再掲】	●子育て世代の交流の場としての活用を促進するとともに事業の周知や内容の充実を図り、利用促進に努めます。 ●関係機関と連携し、園庭開放や出前講座の開催など、地域での交流の場の充実を図ります。	子育て支援課
児童公園等の管理	●安全に利用できるよう施設を維持するとともに質の向上を図ります。 ●安心して利用できる憩いの場としての公園管理に努めるとともに公園の清掃や除草、巡回を行う自治会、地域ボランティア等の確保に努めます。	都市整備課

【基本目標 2】 つながりを大切にする子育て

基本施策 4 つながりを感じられる地域づくり

核家族化等により相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図るため、子育て中の親子の交流を促進し、つながりを感じられる地域づくりを推進します。

(1) 交流の場とネットワークづくり

取組	内容	担当課
子育て情報の提供	● 広報紙や市のホームページなど、多様な方法で子育てに関する情報提供を行います。 ● スマートフォンのアプリやタブレット等をはじめとする、ICT（情報通信技術）を活用した子育て情報の提供を検討します。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター	● 子育ての悩みや不安の解消、子育ての孤立を防ぐため、子育て世代の交流や仲間づくり、子育てに関する情報交換、子育てサークル活動の育成・支援に努めます。	子育て支援課
地域、行政とのつながりづくり	● 育児不安の軽減及び育児の孤立を防ぐため、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等の活動を通じて、子育て家庭と地域及び行政とのつながりづくりを推進します。	子育て支援課

(2) 世代間交流の推進と人材の育成

取組	内容	担当課
世代間で交流する機会づくり	● 地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な活動に参加できるよう生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。	社会福祉課 保健医療課 高齢介護課 生涯学習課 子育て支援課
子育て支援の担い手の発掘と育成	● 誰もが子育て支援の担い手となれるよう、地域の人材資源の発掘に努めるとともに講座や研修等の実施により、中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成を図ります。	地域支援課 社会福祉課 保健医療課 高齢介護課 生涯学習課 子育て支援課

【基本目標 3】

親子の成長をあたたく見守る子育て

基本施策 5 親子の健康づくりの推進

気軽に相談できる環境を整え、妊婦や乳幼児の健康診査をはじめ食育の推進など、親子の健康づくりを支援します。

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり

取組	内容	担当課
気軽に相談できる体制の整備	●子育て世代包括支援センターにおける相談支援機能の充実と気軽に相談できる場としての周知を図ります。	子育て支援課
妊娠期への支援	●ママ・パパスクールやマタニティスクールを開催し、安心して出産し、子育てができるよう妊娠期の不安軽減を図ります。 ●妊娠期から顔の見える関係を築き、出産後のスムーズな支援の提供を目指します。 ●助産師と連携し、産前・産後の支援体制の充実を図ります。 ●妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を実施し、妊娠期からの健康管理に努めます。	子育て支援課

(2) 乳幼児の健康づくり

取組	内容	担当課
乳幼児健康診査等の実施	●子どもの健康の保持増進を図るとともに保護者の不安や悩みの軽減につながるよう、乳幼児健康診査等を実施します。	子育て支援課
発達相談等の充実	●発達等に不安を感じている保護者が、一人で悩むことなく相談できるよう関係機関と連携し、相談先の周知を図るとともに気軽に相談できる場の提供に努めます。 ●継続した支援が必要なケースに対し、支援が途切れないよう関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課

取組	内容	担当課
親子の健康づくりへの支援	●子どもの健全な発育・発達を促進するため、離乳食教室や歯みがき教室などを通じて、子どもの成長段階に応じた食事や遊び、生活習慣の大切さについて啓発します。	保健医療課 子育て支援課
小児救急時の対応	●子どもの体調急変時における相談先等（「小児救急医療電話相談（＃8000）」「救急相談センター広島広域都市圏（＃7119）」）の周知に努めます。 ●子どもの病気や応急処置等について、子どもと一緒に学べる「にこにこＱＱひろば」を開催します。	保健医療課 消防本部 子育て支援課
食育の推進	●第3次健康江田島21計画に基づき、日頃からバランスのとれた食習慣を実践するとともに「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣付けをはじめ、食への感謝の心の醸成とマナーの習得など、子どもの頃から健やかに生活できるよう家庭・地域・行政が連携して食育を推進します。	保健医療課 学校教育課 子育て支援課

基本施策6 心を育てる環境の推進

地域で活動する人材や子育て関係団体と連携し、親子が気軽に体験活動やふれあい活動に参加できる環境づくりを推進します。

関係機関や地域との連携を深め、子どもが個性を発揮し基礎学力の向上ときめ細かな教育の推進を図るとともに地域に開かれた学校づくりを推進します。

(1) 多様な体験やふれあいの機会づくり

取組	内容	担当課
特色ある保育事業の充実	●特色ある保育事業を通じて、次代を担う子どもが学びの楽しさを感じ、生涯の基盤となる人間性を育む環境づくりを推進します。	子育て支援課
体験活動等の充実	●季節の行事や物づくり、遊び等の体験、親子や子育て世代同士の交流を通じて、子どもの豊かな成長を支援します。 ●平和学習、リーダー研修会等を実施し、ジュニアリーダーズクラブ（江田島市子ども会連合会）の活動を充実します。 ●「ふるさと」を大切にする心を育むことを目的として、大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）において「さとうみサマーキャンプ」を実施します。	生涯学習課 大柿自然環境 体験学習交流館 子育て支援課
絵本に親しむ環境づくり	●図書館をはじめにこにこ♥ひろば、保育施設などで、幼い頃から絵本に親しむ環境づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習課
生涯学習活動の充実	●市民センター・交流プラザ所管課との連携を強化し、若者も参加できる生涯学習活動の活性化を図ります。	地域支援課 各市民センター 生涯学習課
ゲストティーチャーによる体験活動	●総合的な学習の時間や道徳の授業等において地域の人材をゲストティーチャーとして招くとともに小・中学校と連携を図り、体験活動を充実します。	学校教育課

（２）子どもの健やかな成長への支援

取組	内容	担当課
健全育成の推進	●スポーツ活動や文化芸術活動を推進し、子どもの心身の健全育成に努めます。	生涯学習課

（３）学ぶ力を伸ばす教育の推進

取組	内容	担当課
児童生徒の学力向上	●基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得など、学力向上を図るための取組を支援します。 ●全国学力・学習状況調査等の学力調査を活用して授業の改善を図るなど、市全体のさらなる学力向上に努めます。	学校教育課
学校経営の支援	●小・中学校の学校経営を支援することにより、一定水準の教育の質を確保し、その向上を図ります。	学校教育課
外国語指導の充実	●ネイティブな発音や外国の異文化、習慣と慣れ親しむことを目的として、外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、小学校及び中学校の英語教育の充実を図ります。	学校教育課
キャリア教育の推進	●小学校におけるキャリアノートの作成，中学校における５日間の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）等キャリア教育の推進により，児童生徒が社会人，職業人として自立していくために必要な意欲，態度や能力を育みます。	学校教育課
地域に開かれた学校づくり	●各教科や総合的な学習の時間に地域人材をゲストティーチャーとして招くなど，地域の人的資源を積極的に活用し，児童生徒の郷土を愛する心や誇りを育みます。 ●学校のホームページや学校だより，校内の掲示板等で児童生徒の学習活動の様子を広く情報提供し，地域公開授業を行うなど，地域に開かれた学校教育を推進します。	学校教育課

基本施策7 一緒に学び楽しむ子育ての推進

保護者に対する子育てについての家庭教育や学習の機会づくりを支援します。

児童生徒が子どもを産み育てることの楽しさや大変さを学び、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあいを実感できる機会を提供します。

(1) 子育て力を高める学習機会の充実

取組	内容	担当課
親の力を学び合う学習プログラムの推進	●家庭教育講演会の対象者やニーズを把握し、家庭の教育力の向上と子育ての不安解消を目的とした「親の力を学びあう学習プログラム」を、家庭教育支援事業の中心事業として実施します。	生涯学習課
子育てに悩みを抱える保護者への支援	●家庭での子育てに悩みを抱える保護者の不安軽減を図るため、保護者の学びの場や相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
外国人家庭への支援	●関係機関と連携して、外国人家庭の子育ての不安軽減を図ります。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
祖父母への支援	●子どもの祖父母等が、孫の子育てに対する不安を軽減し、積極的に子育てに参加できるよう支援します。 ●子育てに参加することにより、祖父母等の生きがいを支援します。	子育て支援課
乳幼児とのふれあい体験	●子育ての楽しさや大変さを学ぶため、中学生を対象に保育施設での職場体験や乳幼児とのふれあい体験などを実施します。	学校教育課 子育て支援課

第5章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

【1】 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育園・認定こども園の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第1期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】 量の見込みの算出について

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と平成27（2015）年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」を踏まえて「量の見込み」を定めます。

【参考資料／対象となる施設・事業】

教育・保育施設	
幼稚園 （3歳～就学前）	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、就学前の教育を提供します。 また、保育が必要な場合、降園時間後等に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。 新制度に移行している幼稚園は、利用料が無料となります。 注：現在、本市には幼稚園はありません。
保育園 （認可保育所） （0歳～就学前）	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育園で乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。
認定こども園 （0歳～就学前）	保護者の就労状況にかかわらず、保育園と幼稚園機能が一体となった施設で教育・保育を提供する施設です。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料が無料となります。 注：本市の認定こども園は、保育所型です。

地域型保育	
地域型保育 (0～2歳児)	認可を受けて少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。

施設等利用給付	
教育・保育給付の対象外である幼稚園 (3歳～就学前)	新制度の幼稚園における、利用者負担額を上限として無償化されます。
特別支援学校等における障害児の発達支援の利用 (3歳～就学前)	3歳～就学前の障害児の発達支援（障害児通園施設）を利用する子どもについて無償化されます。
認可外（無認可）保育施設 (0歳～就学前)	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、保育園における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等）
預かり保育事業 (3歳～就学前)	保育の必要性の認定を受けた3～5歳児を対象として、幼稚園や認定こども園（1号認定）の利用料に加え、利用実態に応じて保育園における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料無償化の上限額との差額である最大額（月額1.13万円）までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。

【3】 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	49	276	19	132	48	278	18	123
②確保方策	特定教育・保育施設	60	315	35	150	60	315	35	150
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	60	315	35	150	60	315	35	150
過不足(②-①)		11	39	16	18	12	37	17	27

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	40	249	17	125	39	240	16	119
②確保方策	特定教育・保育施設	60	320	35	155	60	320	35	155
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	60	320	35	155	60	320	35	155
過不足(②-①)		20	71	18	30	21	80	19	36

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	33	221	16	112
②確保方策	特定教育・保育施設	60	320	35	155
	地域型保育事業	0	0	0	0
	計	60	320	35	155
過不足(②-①)		27	99	19	43

提供体制
確保方策
の考え方

- 保育施設の利用状況や保護者のニーズを踏まえ、定員の見直しや業務の効率化を図りながら受入体制を整備していきます。
- 人材の確保と資質の向上に努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

（１）利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行います。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
母子保健型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●子育て支援事業と母子保健事業を一体的に提供することにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を確保します。
----------------------	--

（２）地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人(月間)		799	728	705	662	619
確保方策	か所		1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	●子育て中の親子が利用しやすい環境を整えるとともに充実した事業内容の実施に努めます。
----------------------	--

（３）妊婦健康診査事業

医療機関において定期的に妊婦の健康状態を確認し、母子ともに健康で安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	対象人数	人	84	82	80	78	76
	延べ受診人数	延べ人	1,176	1,148	1,120	1,092	1,064
確保方策	実施場所	-	委託医療機関				
	検査項目	-	問診, 診察, 尿・血液検査, 超音波検査等				
	実施時期	-	妊娠 23 週まで4週間に1回, 妊娠 24 週～35 週2週間に1回, 妊娠 36 週～出産まで週に1回				

提供体制 確保方策 の考え方	●妊婦健康診査に係る費用を助成し、受診しやすい体制を継続します。
----------------------	----------------------------------

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員又は保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み		人	84	82	80	78	76

提供体制 確保方策 の考え方	●出産後、できるだけ早期に訪問することにより、保護者の不安軽減を図ります。令和6（2024）年度までに全件の訪問を目指します。
----------------------	---

（５）養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して保健師等が訪問し、保護者の支援を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	家庭	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、支援が必要な家庭に対しては、本市の要保護児童対策地域協議会と連携した支援体制を維持します。
----------------------	--

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人を募り、育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	24	24	24	24	24
確保方策	延べ人	30	30	30	30	30

提供体制 確保方策 の考え方	●現在実施していませんが、今後ニーズに応じた事業展開を行います。
----------------------	----------------------------------

（７）一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育園等において一時的な預かりを行う事業です。

認定こども園（１号認定）の在園児については「認定こども園における預かり保育」を実施し、保育園・認定こども園に在籍していない場合は「保育園等における一時保育」を実施します。

		単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
認定こども 園短時間 在園児対象	量の見込み	延べ人	360	360	360	360	360
	1号認定	延べ人	360	360	360	360	360
	確保方策	延べ人	600	600	600	600	600
		か所	3	3	3	3	3
保育園等 における一時 保育	量の見込み	延べ人	287	274	254	242	223
	確保方策	延べ人	420	420	420	420	420
		か所	5	5	5	5	5

提供体制 確保方策 の考え方	●保育時間の拡充や利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	------------------------------

（８）時間外保育事業（延長保育：保育園，認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み①	人	60	60	60	65	65
確保方策②	人	80	80	80	80	80
	か所	5	5	5	5	5
過不足(②－①)	人	20	20	20	15	15

提供体制 確保方策 の考え方	●今後も引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
----------------------	-----------------------------------

(9) 病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み①	延べ人	30	30	40	40	40
確保方策②	延べ人	50	50	50	50	50
	か所	1	1	1	1	1
過不足(②－①)	延べ人	20	20	10	10	10

提供体制 確保方策 の考え方	●事業の周知や情報提供に努めるとともに利用希望に応じて対応します。
----------------------	-----------------------------------

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み①	人	220	204	196	181	172
低学年	人	133	117	119	105	105
	1年生	46	41	41	36	36
	2年生	51	44	45	40	40
	3年生	36	32	33	29	29
	人	87	87	77	76	67
高学年	人	35	35	31	30	27
	人	30	30	27	27	23
	人	22	22	19	19	17
	人	22	22	19	19	17
確保方策②	人	346	346	346	346	346
過不足(②－①)	人	126	142	150	165	174

提供体制 確保方策 の考え方	●児童への適切な生活の場を提供できるよう、放課後児童クラブを実施している児童館や学校と連携し環境整備に努めます。 ●放課後児童支援員の資質向上のため、研修を強化します。
----------------------	---

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産，冠婚葬祭やその他の理由で，家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	●本市では現在実施していませんが，ニーズ等を踏まえ事業実施できるよう委託先の確保に努めます。
----------------------	--

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して，子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具等物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●本市では現在実施していませんが，低所得者の負担軽減を図るため公費による補助等を検討します。
----------------------	--

(13) 多様な主体の参入を促進する事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか，多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	●新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう，支援や相談，他の事業者との連携，調整を進めていきます。
----------------------	---

第6章 計画の推進に当たって

1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進に当たっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握し、サービスの提供内容を検討し、施設整備を含む質の向上を目指します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携、協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

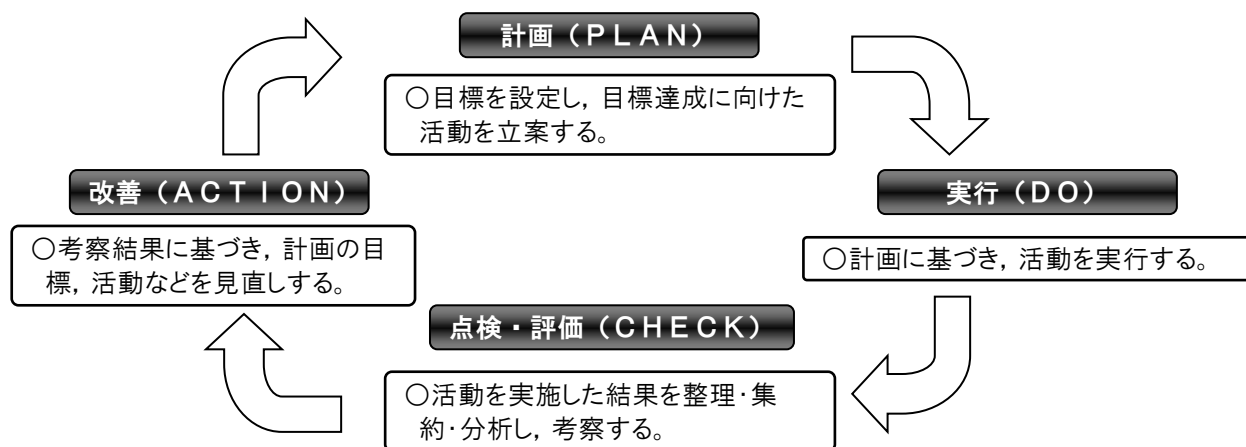
3 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち本市の「地域福祉計画」を踏まえ、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 計画の進行管理の強化

計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について整理するとともにその結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

- ・江田島市子ども・子育て会議規則
- ・江田島市子ども・子育て会議委員名簿
- ・江田島市子ども・子育て会議開催経緯・・・などを掲載予定